

# 南丹市過疎地域持続的発展 市町村計画

(令和3年度～令和7年度)

京 都 府 南 丹 市

令和7年8月

# 目 次

|                                                                   |            |
|-------------------------------------------------------------------|------------|
| 1. 基本的な事項                                                         | ..... P 7  |
| (1) 市の概況                                                          | ..... P 7  |
| ア. 市の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要                                        |            |
| イ. 市における過疎の状況                                                     |            |
| ウ. 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、京都府の総合計画等に<br>おける位置付け等を踏まえた市の社会経済的発展の方向の概要 |            |
| (2) 人口及び産業の推移と動向                                                  | ..... P 10 |
| ア. 年齢階層別、男女別から見た人口の推移と今後の見通し                                      |            |
| イ. 産業構造の推移と今後の見通し                                                 |            |
| (3) 市行財政の状況                                                       | ..... P 11 |
| (4) 地域の持続的発展の基本方針                                                 | ..... P 13 |
| (5) 地域の持続的発展のための基本目標                                              | ..... P 14 |
| (6) 計画の達成状況の評価に関する事項                                              | ..... P 17 |
| (7) 計画期間                                                          | ..... P 17 |
| (8) 公共施設等総合管理計画との整合                                               | ..... P 17 |
| 2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成                                            | ..... P 18 |
| (1) 現況と問題点                                                        |            |
| (2) その対策                                                          |            |
| (3) 計画                                                            |            |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合                                               |            |
| 3. 産業の振興                                                          | ..... P 20 |
| ア. 農 業                                                            | ..... P 20 |
| (1) 現況と問題点                                                        |            |
| (2) その対策                                                          |            |
| (3) 計画                                                            |            |
| (4) 産業振興促進事項                                                      |            |
| (i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種                                             |            |
| (ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容                                       |            |
| (5) 公共施設等総合管理計画との整合                                               |            |

|                             |            |
|-----------------------------|------------|
| イ. 林 業                      | ………… P 2 3 |
| (1) 現況と問題点                  |            |
| (2) その対策                    |            |
| (3) 計画                      |            |
| (4) 産業振興促進事項                |            |
| (i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種       |            |
| (ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容 |            |
| (5) 公共施設等総合管理計画との整合         |            |
| ウ. 水産業                      | ………… P 2 6 |
| (1) 現況と問題点                  |            |
| (2) その対策                    |            |
| (3) 計画                      |            |
| (4) 産業振興促進事項                |            |
| (i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種       |            |
| (ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容 |            |
| (5) 公共施設等総合管理計画との整合         |            |
| エ. 商工業                      | ………… P 2 7 |
| (1) 現況と問題点                  |            |
| (2) その対策                    |            |
| (3) 産業振興促進事項                |            |
| (i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種       |            |
| (ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容 |            |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合         |            |
| オ. 観 光                      | ………… P 2 9 |
| (1) 現況と問題点                  |            |
| (2) その対策                    |            |
| (3) 計画                      |            |
| (4) 産業振興促進事項                |            |
| (i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種       |            |
| (ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容 |            |
| (5) 公共施設等総合管理計画との整合         |            |

|                           |            |
|---------------------------|------------|
| <b>4. 地域における情報化</b>       | ………… P 3 3 |
| (1) 現況と問題点                |            |
| (2) その対策                  |            |
| (3) 計画                    |            |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合       |            |
| <b>5. 交通施設の整備、交通手段の確保</b> | ………… P 3 5 |
| ア. 道路網の整備                 | ………… P 3 5 |
| (1) 現況と問題点                |            |
| (2) その対策                  |            |
| (3) 計画                    |            |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合       |            |
| イ. 交通確保対策                 | ………… P 3 8 |
| (1) 現況と問題点                |            |
| (2) その対策                  |            |
| (3) 計画                    |            |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合       |            |
| <b>6. 生活環境の整備</b>         | ………… P 4 0 |
| ア. 水道施設                   | ………… P 4 0 |
| (1) 現況と問題点                |            |
| (2) その対策                  |            |
| (3) 計画                    |            |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合       |            |
| イ. 下水道施設                  | ………… P 4 1 |
| (1) 現況と問題点                |            |
| (2) その対策                  |            |
| (3) 計画                    |            |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合       |            |
| ウ. 廃棄物処理施設                | ………… P 4 4 |
| (1) 現況と問題点                |            |
| (2) その対策                  |            |

|                                       |            |
|---------------------------------------|------------|
| (3) 計画                                |            |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合                   |            |
| エ. 火葬場                                | ………… P 4 4 |
| (1) 現況と問題点                            |            |
| (2) その対策                              |            |
| (3) 計画                                |            |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合                   |            |
| オ. 消防施設                               | ………… P 4 6 |
| (1) 現況と問題点                            |            |
| (2) その対策                              |            |
| (3) 計画                                |            |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合                   |            |
| <b>7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進</b> | ………… P 4 8 |
| ア. 高齢者福祉施設                            | ………… P 4 8 |
| (1) 現況と問題点                            |            |
| (2) その対策                              |            |
| (3) 計画                                |            |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合                   |            |
| イ. 児童福祉施設                             | ………… P 5 0 |
| (1) 現況と問題点                            |            |
| (2) その対策                              |            |
| (3) 計画                                |            |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合                   |            |
| ウ. その他                                | ………… P 5 2 |
| (1) 現況と問題点                            |            |
| (2) その対策                              |            |
| (3) 公共施設等総合管理計画との整合                   |            |
| <b>8. 医療の確保</b>                       | ………… P 5 3 |
| (1) 現況と問題点                            |            |

|                            |            |
|----------------------------|------------|
| (2) その対策                   |            |
| (3) 計画                     |            |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合        |            |
| <b>9. 教育の振興</b>            | ………… P 5 5 |
| ア. 学校教育                    | ………… P 5 5 |
| (1) 現況と問題点                 |            |
| (2) その対策                   |            |
| (3) 計画                     |            |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合        |            |
| イ. 社会教育                    | ………… P 5 7 |
| (1) 現況と問題点                 |            |
| (2) その対策                   |            |
| (3) 計画                     |            |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合        |            |
| ウ. 社会体育                    | ………… P 5 9 |
| (1) 現況と問題点                 |            |
| (2) その対策                   |            |
| (3) 計画                     |            |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合        |            |
| <b>10. 集落の整備</b>           | ………… P 6 1 |
| (1) 現況と問題点                 |            |
| (2) その対策                   |            |
| (3) 計画                     |            |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合        |            |
| <b>11. 地域文化の振興等</b>        | ………… P 6 2 |
| (1) 現況と問題点                 |            |
| (2) その対策                   |            |
| (3) 公共施設等総合管理計画との整合        |            |
| <b>12. 再生可能エネルギーの利用の推進</b> | ………… P 6 3 |

- (1) 現況と問題点
- (2) その対策
- (3) 計画
- (4) 公共施設等総合管理計画との整合

**1 3. その他地域の持続的発展に関し必要な事項** ..... P 6 4

- (1) 現況と問題点
- (2) その対策
- (3) 計画
- (4) 公共施設等総合管理計画との整合

## 1. 基本的な事項

### (1) 市の概況

#### ア. 市の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

京都府船井郡園部町、八木町、日吉町及び北桑田郡美山町の合併により、平成18年1月1日に誕生した南丹市は、京都府のほぼ中央部に位置し、北は福井県と滋賀県、南は兵庫県と大阪府、西は綾部市と京丹波町、東は京都市及び亀岡市と境を接する面積616.40km<sup>2</sup>（京都府の13.4%）の広大な地域であり、淀川となり大阪湾へ注ぐ桂川と日本海へ注ぐ由良川及びそれらの支流を中心に30,870人（令和3年4月1日現在）の住民が暮らしている。

南丹市を構成する旧園部町は、学園都市をめざした大学・専門学校の誘致や、新しいものづくりを目指す産業拠点「京都新光悦村」整備の推進、CATVによる高度情報基盤整備や子育て支援等を推進するとともに、住宅開発及び「るり溪」周辺整備による観光振興を進めてきた。

旧八木町は、京都市から特に至近な立地から企業誘致を積極的に進め、優良企業が数多く進出するとともに、本市の高度医療の拠点として京都中部総合医療センターが立地し、平野部を中心に農業も盛んで、資源リサイクル等も積極的に進めてきた。

旧日吉町は、JR山陰本線の日吉駅・鍼灸大学前駅・胡麻駅を有し、明治国際医療大学及び同附属病院が立地しており、日吉ダムを観光拠点とした温泉施設などの周辺リゾート整備や高齢者を中心とした保健・福祉などの充実を進めてきた。

旧美山町は、歴史的には京の都と日本海（小浜）を結ぶ重要な交易ルートである「鯖街道」が町内に数ルート確認され、また重要伝統的建造物群保存地区の選定を受けた北集落をはじめ、かやぶき民家が多く残り、美しい日本の原風景が残るまちづくりを全国的にPRし、美山ブランドを冠したまちづくりを展開してきた。

このように、それぞれの地域が四季を通じて豊かな自然にあふれ、貴重な文化遺産やマツタケ・クリ・黒大豆など特産品も数多く有する中、個性的で特色あるまちづくりを進めてきた。

合併後は、「ふるさとに誇りと希望を持ち、安心して暮らせる“ぬくもりのあるまち”～農村にもう一度ひとが住み、若者が定住できる環境づくり～」を将来都市像とする新市建設計画を基に総合振興計画を策定し、「森・里・街・ひとがきらめくふるさと南丹市」の実現をめざして取り組みを現在進めている。また恵まれた自然環境に配慮した土地活用のため、それぞれの地域特性を生かし「ふれあいの森・国定公園ゾーン」、「やすらぎの田園ゾーン」、「にぎわいの市街地ゾーン」、「癒しの里山ゾーン」の4つにゾーン分けし、地域活動の基盤となる「拠点」、まちの骨格となる「交流軸」を位置付けながら地域整備、市街地整備促進を図っている。

道路交通面では古くから山陰街道、山陰古道、篠山街道など各方面を結ぶ街道が行き交

う交通の要衝として発展し、国道（９号・１６２号・３７２号・４７７号）やそれにアクセスする各府道及びＪＲ山陰本線や京都縦貫自動車道により京阪神、山陰、若狭地方に連絡し、交通の要衝であるとともに生活圏の拡大、産業の発展等に深くかかわっている。

平成２２年３月には、ＪＲ山陰本線京都～園部間の複線化工事が完成、また平成２５年には京都縦貫自動車道が名神高速道路・京滋バイパスに接続、平成２７年７月には京都府北部まで全線開通したことで周辺都市とのアクセスもより早く便利になり、通勤・通学の利便性や観光客誘致において益々発展の可能性を秘めるが、単なる通過点にしないまちづくりが肝要となっている。

こうした地域特性を生かした企業誘致や光ファイバーの双方向性を生かしたＣＡＴＶでの高度情報ネットワークサービスなど、都市型基盤整備による市域における情報格差の是正や、観光・都市との交流を中心とした新しい形態の農山村サービス産業の実践が、都市部における人口増加や少子高齢化の状況にある農山村地域の活性化などに繋がっている。

また、平成２２年４月１日に制定した「南丹市市民参加と協働の推進に関する条例」により、地域住民とＮＰＯや企業、大学、行政など多様な主体の協働のもと、地域の創意と工夫による地域資源を最大に生かした自主的、主体的な地域づくり、まちづくりを推進している。平成２８年３月には京都丹波高原国定公園として指定され、エコツーリズムなど新たな地域づくりを形成している。

#### 位置・地勢

| 東 端             |         | 西 端                    |  | 北 端            |  | 南 端           |  |
|-----------------|---------|------------------------|--|----------------|--|---------------|--|
| 東経 135° 47' 42" |         | 東経 135° 22' 7"         |  | 北緯 35° 22' 40" |  | 北緯 35° 1' 28" |  |
| 東 西             | 南 北     | 面 積                    |  | 標高（最高）         |  | 標高（最低）        |  |
| 38.77km         | 39.20km | 616.40 km <sup>2</sup> |  | 959.0m         |  | 100.0m        |  |

#### イ. 市における過疎の状況

昭和３０年以降、高度経済成長期における第１次産業の衰退により、第２次、第３次産業への就労転換が進み農村部から都市部への人口流出による高齢化と過疎化が進んだ結果、本市合併の旧４町のうち日吉町と美山町が過疎法における過疎地域に指定された。

旧日吉町においては、昭和３０年の合併当時の人口は９，１７２人であったが、その後減少を続け高齢化と過疎化が進行した。昭和５０年代以降、人口流出は緩やかにはなったが、昭和５８年からの日吉ダム建設に伴う水没地域住民の移転により、平成２年には５，８６２人にまで減少した。

また、旧美山町も昭和３０年に５カ村合併により誕生したが、その後の高度経済成長のあおりを受けて過疎化が急激に進み、合併当時の人口１０，１８２人が平成２年には５，４７９人と半減した。その後人口減少は若干緩やかになったが、依然として少子高齢

化が進行している。

立地条件の不利に加え、農林業の不振による兼業化や生活基盤整備の遅れから、町外に多くの働き手が流失してきたことを踏まえ、これまで道路網や下水道の整備などを中心とした生活基盤整備に重点を置いた過疎対策施策を実施してきた。

全体的に見れば、本市の中心部（市街化区域）における若干の人口増加はみられるものの、合併により発足した南丹市の全域が「人口要件」「財政力要件」「規模要件（面積）」のすべてにおいて「過疎地域とみなす要件」（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第42条）に該当することからもわかるように、全市的な人口減少傾向にあり、また財政力指数（過去3カ年平均）も0.31（過疎地域とみなす要件の基準は0.51以下）と財政基盤は脆弱である。今後においても、生産機能及び生活環境の整備等が低位にある地域を中心に自立促進を図り、市域における地域格差を是正するとともに、恵まれた自然環境に配慮した土地活用のため、「都市的地域」、「過疎地域」それぞれが持つ地域資源や特性を最大に生かしながら、総合振興計画における各ゾーンの、「拠点」と「交流軸」を位置付けながら地域整備、市街地整備促進を図り、延いては広く「美しい風格ある国土の形成」に寄与するためにも特別措置を講じる必要がある。

#### ウ. 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、京都府の総合計画等における位置付け等を踏まえた市の社会経済的発展の方向の概要

本市のうち、以前から過疎団体であった日吉地域、美山地域においてはかつて農林業を中心とする第1次産業が極めて大きな位置を占めていたが、その後の高度経済成長のあおりを受けて過疎化が進み、また産業構造も農林業経営の低迷から他産業へと移行した。しかしながら現在も市全域で従事している産業別の割合は第1次産業10.3%、第2次産業25.0%、第3次産業64.7%で、京都府や全国と比べても第1次産業の割合は高い状況にあり、また工場誘致による大手企業の立地等の影響もあり第2次産業が占める割合も増加している。地域別の状況では第1次産業は日吉地域、美山地域で依然として高く、第2次産業では八木地域、第3次産業は園部地域の割合が高くなっている。

また本市には、恵まれた豊かな自然や数多く分布する観光資源があり、安全な食料、歴史文化資産、農業体験、再生可能なクリーンエネルギー等の地域資源を活用する中で、グリーンツーリズムやエコツーリズムなどによる、新しい地場産業の創出・育成を図る一方“伝統産業・ハイテク産業・大学・研究施設等の集積”を目指す「ものづくり団地 京都新光悦村」などとの「都市型基盤整備」の共存を大きな目標としている。

今後も京都府と緊密な連携を図り、「京都夢実現プラン」における南丹地域振興計画の位置付けにもあるように、JR山陰本線園部以北の複線化促進、国道、主要地方道等の整備による市民相互交流を促進するための「地域創造軸」（縦軸）、他市町との連絡を図るための「広域連携軸」（横軸）の形成により、単なる交通の通過点としない市域の均衡ある発展

とあわせて、京阪神に至るまでのアクセスを容易にする交通体系の充実により、住宅地の開発や企業誘致を進めるとともに都市圏への通勤・通学圏内となることで過疎化の防止につながることを期待される。

## （２）人口及び産業の推移と動向

### ア．年齢階層別、男女別から見た人口の推移と今後の見通し

本市を構成する旧４町の各地域における人口は、昭和の大合併以降も年々減少し、昭和３５年国勢調査から２０％以上の減（平成２７年国調）となっており、とりわけ美山地域では総人口が半減した。

出生数においては、減少傾向にあり、自然動態（出生数と死亡数の差）の減少とともに、社会動態（転入数と転出数の差）においても減少傾向が続いているため、抜本的に解決する方策を検討し少子化を食い止める必要がある。

一方、近年は豊かな自然や農村景観を求めてＵ・Ｊ・Ｉターンする新規定住者も増えつつあり、定住促進のための受け入れ態勢の整備も必要である。

今後は、総合振興計画による市全域の地域特性を生かしたゾーニングによる土地の有効活用により、定住促進と総合的発展に向けた整備を図る。

表１－１（１）人口の推移（国勢調査）

| 区 分             | 昭和 35 年     | 昭和 50 年     |            | 平成 2 年      |            | 平成 17 年     |          | 平成 27 年     |           |
|-----------------|-------------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|----------|-------------|-----------|
|                 | 実 数         | 実 数         | 増減率        | 実 数         | 増減率        | 実 数         | 増減率      | 実 数         | 増減率       |
| 総 数             | 人<br>45,262 | 人<br>38,409 | %<br>△15.1 | 人<br>36,693 | %<br>△ 4.5 | 人<br>36,736 | %<br>0.1 | 人<br>33,145 | %<br>△9.8 |
| 0 歳～14 歳        | 13,639      | 7,947       | △41.7      | 6,219       | △ 21.7     | 4,544       | △26.9    | 3,551       | △21.9     |
| 15 歳～64 歳       | 28,019      | 25,302      | △9.7       | 23,679      | △ 6.4      | 22,047      | △ 6.9    | 18,240      | △ 17.3    |
| うち15歳～29歳(a)    | 10,154      | 7,929       | △21.9      | 6,647       | △ 16.2     | 6,940       | 4.4      | 5,138       | △ 26.0    |
| 65 歳以上(b)       | 3,604       | 5,160       | 43.2       | 6,782       | 31.4       | 10,133      | 49.4     | 10,957      | 8.1       |
| (a)／総数<br>若年者比率 | %<br>22.4   | %<br>20.6   | —          | %<br>18.1   | —          | %<br>18.9   | —        | %<br>15.5   | —         |
| (b)／総数<br>高齢者比率 | %<br>8.0    | %<br>13.4   | —          | %<br>18.5   | —          | %<br>27.6   | —        | %<br>33.0   | —         |

※不詳が平成２年 13 名、平成 17 年 12 名、平成 22 年 217 名、平成 27 年 397 名あるため総数と内訳が不一致

表 1－1（2）人口の見通し（南丹市人口ビジョン抜粋）

| 区 分       | 昭和 35 年     | 昭和 50 年     | 平成 2 年      | 平成 17 年     | 平成 27 年     | 令和 2 年      | 令和 7 年      |
|-----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
|           | 実 数         | 実 数         | 実 数         | 実 数         | 実 数         | 推 計         | 推 計         |
| 総 数       | 人<br>45,262 | 人<br>38,409 | 人<br>36,693 | 人<br>36,736 | 人<br>33,145 | 人<br>31,058 | 人<br>28,947 |
| 0 歳～14 歳  | 13,639      | 7,947       | 6,219       | 4,544       | 3,555       | 3,274       | 2,961       |
| 15 歳～64 歳 | 28,019      | 25,302      | 23,679      | 22,047      | 18,503      | 16,435      | 14,868      |
| 65 歳以上    | 3,604       | 5,160       | 6,782       | 10,133      | 11,087      | 11,349      | 11,117      |

### イ．産業構造の推移と今後の見通し

昭和 35 年には総就業人口のうち第 1 次産業が 53.2%を占めていたが、平成 27 年には 10.3%にまで減少し、逆に第 3 次産業が半数以上を占める状況となっている。産業構造の変化にあわせて就業構造も大きく変化するとともに、所得水準の上昇に伴い個人消費が多様化し、レジャー、サービス部門への需要が高まっていることが大きな要因である。

全市的に商店数（小売業）は年々減少傾向にあるが、近年における道路整備の向上や市外の大型店の進出による商店街等への来客数の減少によるものと見られる。また、園部地域、八木地域における製造業はサービス業に次ぐ中心的な産業に成長している。

今後は更に豊かな自然を生かした良好な住環境整備や観光交流施策、都市近郊型の近代的な農業の多角化をめざし、生産、加工、流通販売を手がける 6 次産業化による新たなビジネスの創出や農山村環境ビジネス、整備された地域情報通信基盤を活用した新たな起業の促進などが求められる。

### （3）市行財政の状況

本市の財政状況は、普通会計では令和元年度歳入総額が 23,863,993 千円、歳出総額が 22,947,901 千円で、歳入歳出差引額 916,092 千円となり、翌年度へ繰越すべき財源 300,054 千円を除いた 616,038 千円が実質収支という状況である。

税収等の財政基盤が弱く、財政力指数（過去 3 カ年平均）は 0.32 と類似団体を下回っている。また、財政構造の弾力性を示す経常収支比率についても公債費や繰出金の増加により 95.9%となり財政の硬直化が進んでおり、脆弱な財政基盤の様相を呈している。また、公債費負担の状況を示す実質公債費比率についても、合併後の普通建設事業費に係る起債の償還や、公営企業会計への準元利償還金の増加により上昇し、類似

団体平均を大きく上回ることから、新規発行を抑制し、公債費の適正管理に努めている。

今後も、職員数の適正化に努めるとともに、行財政改革による歳出削減を徹底して図り、自主財源の確保に努めながら合併によるスケールメリットを生かした事業展開等による健全な財政運営をめざし、市域の均衡ある発展のための“一体的なまちづくり”事業を推進しなければならない。

公共施設等の整備は、単に経済的な効果にとどまらず、過疎地域の活性化という面からも大きな投資効果があるため、費用対効果の十分な検討と既存施設の有効利用を図りつつ、住民サービスの確保、地域バランスを考慮して適正配置に努める。

表 1－2（１）市財政の状況

（単位：千円）

|                | 平成 22 年度   | 平成 27 年度   | 令和元年度      |
|----------------|------------|------------|------------|
| 歳入総額 A         | 23,274,264 | 24,538,730 | 23,863,993 |
| 一般財源           | 15,451,798 | 15,064,947 | 15,031,903 |
| 国庫支出金          | 2,120,225  | 2,101,920  | 2,146,790  |
| 都道府県支出金        | 1,398,929  | 1,466,292  | 1,577,658  |
| 地方債            | 2,335,500  | 3,478,100  | 2,322,700  |
| 内、過疎債          | 366,100    | 634,200    | 390,400    |
| その他            | 1,967,812  | 2,427,471  | 2,784,942  |
| 歳出総額 B         | 22,358,971 | 23,763,602 | 22,947,901 |
| 義務的経費          | 9,127,442  | 9,398,701  | 9,609,542  |
| 投資的経費          | 2,989,346  | 4,740,675  | 3,390,240  |
| 内、普通建設事業       | 2,973,680  | 4,354,503  | 2,857,875  |
| その他            | 7,268,503  | 9,624,226  | 9,948,119  |
| 過疎対策事業費（再掲）    | 1,580,773  | 2,691,074  | 1,914,768  |
| 歳入歳出差引額 C（A－B） | 915,293    | 775,128    | 916,092    |
| 翌年度へ繰越すべき財源 D  | 497,538    | 260,562    | 300,054    |
| 実質収支（C－D）      | 417,755    | 514,566    | 616,038    |
| 財政力指数          | 0.356      | 0.342      | 0.317      |
| 公債費負担比率（％）     | 20.7       | 19.5       | 19.2       |
| 実質公債費比率        | 20.2       | 13.3       | 13.4       |
| 起債制限比率（％）      | 12.8       | —          | —          |
| 経常収支比率（％）      | 89.0       | 90.8       | 95.9       |
| 将来負担比率（％）      | 167.3      | 110.3      | 82.7       |
| 地方債現在高         | 30,706,884 | 27,696,062 | 24,329,509 |

表 1－2（２）主要公共施設等の整備状況

| 区 分                      | 昭和 55<br>年度末 | 平成 2<br>年度末 | 平成 12<br>年度末 | 平成 22<br>年度末 | 令和元<br>年度末 |
|--------------------------|--------------|-------------|--------------|--------------|------------|
| 市町村道 実延長（m）              | 438,524      | 459,317     | 521,723      | 566,845      | 592,240    |
| 改良率（％）                   | 30.5         | 41.2        | 56.1         | 62.4         | 65.5       |
| 舗装率（％）                   | 62.5         | 73.7        | 81.9         | 85.5         | 89.5       |
| 農道<br>延 長（m）             |              |             |              |              |            |
| 耕地 1 ha 当たり農道延長（m）       | 88.3         | 102.0       | 133.9        | —            | —          |
| 林道<br>延 長（m）             |              |             |              |              |            |
| 林野 1 ha 当たり林道延長（m）       | 12.9         | 14.7        | 17.7         | —            | —          |
| 水道普及率（％）                 | 96.2         | 99.6        | 99.8         | 99.8         | 99.9       |
| 污水衛生処理率（％）               | —            | —           | 44.6         | 84.3         | 89.8       |
| 人口千人当たり病院、診療所の<br>病床数（床） | 12.4         | 16.4        | 16.6         | 19.1         | 20.6       |

#### （４）地域の持続的発展の基本方針

南丹市は、旧園部町、旧八木町、旧日吉町及び旧美山町の合併により、平成 18 年 1 月 1 日に誕生したが、市域の 88％を森林が占め、総人口（令和 3 年 4 月 1 日現在：30,870 人）は少なく、都市部と過疎化が進む農山村が点在し、その上気候風土等異なる要素も多く見受けられ、行政効率はかなり厳しいのが現実である。

これまでの集落調査や自立促進計画に基づく過疎対策の成果を踏まえ、過疎地域が自らの自立を促進するためには、地域再生の目的を明確にし、目的に沿った地域づくりに責任を持って主体的に取り組めるよう、総合的かつ柔軟な支援をソフト・ハードとも一体的に行っていく必要がある。

そのため、それぞれの地域資源を有効に結び活用し、地域住民がこれまで培ってきた文化や地域性を生かし、心をひとつにしてまちづくりを進めるため、市民参加と協働の推進を積極的に図りながら地域の自立促進に繋げる。

また、社会構造や生活様式の変化等により、住民の価値観やニーズが多様化している今日においては、経済基盤の安定に加え、福祉・医療・教育等の充実による安心、人と人とのふれあい、自然に恵まれた癒しの余暇空間が、満足できる“まち”の条件とされている。本市は京都府の中央部を横断する形で位置していることから、多くの外部（市外）資源を取り入れることが可能であり、内部（市内）資源の活用とともに地域特色を

生かすための創意工夫がなされれば、住民の生活圏の拡大や地域内経済循環などにも寄与し、少子高齢化や厳しい社会経済情勢に耐えうる“まちづくり”も可能となる。

活性化の基本方針としては、「南丹市総合振興計画」の“重点テーマ”である「定住促進～住み続けたいまち・住んでみたいまち～」を基に“将来の南丹市のイメージ”「森・里・街・ひとがきらめく ふるさと 南丹市」をめざします。

## （５）地域の持続的発展のための基本目標

国立社会保障・人口問題研究所による推計に準拠した結果、すう勢人口が令和７年度には３０，０００人を下回る。

すう勢人口を踏まえたうえで、合計特殊出生率の上昇、住みやすい地域づくりや転入の増加などによる定住促進を図ることにより、長期的視点から人口減少の抑制に取り組み、令和７年度に３０，０００人程度の人口規模を目標とする。

### ①産業の振興

産業は市の財政を支え、雇用確保による定住促進機能を持ち、市が『躍動』するための原動力である。南丹市は、京野菜等に代表される多くの特産物の産地として知られており、また、伝統産業と先端産業の共存を目指す「京都新光悦村」の立地や、市域全体に多様な観光資源を有しており、これらを効果的に結び付けながら地域ブランドの確立を図り、南丹ブランドの「ほんまもん」をつくるとともに、新しい形態の農山村サービス産業、ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した起業や産業の創出を目標とする。

#### 〔農林水産業の振興〕

地域特産物等の生産者への支援、ブランド商品開発、販路開拓拡大の取り組み支援、集落営農組織の経営強化と法人化に向けた支援、新規就農者の育成・支援、安全安心な農産物及び畜産物の生産支援、農村集落の活性化、生産基盤の整備 等

#### 〔産業創造と既存産業の支援〕

産業の活性化及び雇用創出に向けた「京都新光悦村」への企業誘致の推進や新たな工業用地の確保、新しいものづくり産業の誘致・起業促進、ＩＣＴや公有資産等を活用したサテライトオフィスの誘致、既存産業の安定化・高度化 等

#### 〔商業の振興〕

商業活性化のための各種支援制度の活用促進、魅力ある商業集積を促すためのまちづくり活動支援、地域の核となる市街地整備、身近な消費を支える商店街の再生 等

#### 〔観光産業の振興〕

観光資源のネットワーク化、観光施設に対する支援、自然や歴史文化遺産、農林業体験と融合したグリーンツーリズム・エコツーリズムの推進 等

## ②安心・安全なまちづくりの推進

保健・医療・福祉の連携による健康増進、地域福祉、地域医療、子育て支援等の充実をめざし、『健康』をテーマに高齢者や障がいのある人をはじめ、ライフサイクルに応じて自立と生きがいを支援する体制を整え、全市民が安心して暮らせるまちづくりを目標とする。

〔保健、福祉、医療の充実〕

健康づくりへの支援、食育及び食の安全確保、保健福祉センターの充実活用、高齢者が安心して暮らせる自立支援や社会参加の促進、安心と支えあいの仕組みづくりと公共施設のバリアフリー化、地域医療に関する支援、高度医療機関との連携促進等

〔結婚・出産・子育ての希望かなえる支援〕

結婚や出産の希望がかなう環境整備、地域全体で子育てを支援する仕組みづくり、子育て世帯への経済的支援の推進、多様な保育の推進、「南丹市子ども・子育て支援事業計画」に基づく多様な支援の一体的な推進、教育・保育施設の整備改修等

〔安全・安心なまちづくり〕

治山・治水、消防・防災施設や設備の充実、防犯対策、救急医療の充実等

## ③交流・定住促進のための基盤整備

「森」「里」「街」「ひと」がきらめくふるさと環境を創り出すには、快適な『暮らし』は不可欠なものであり、また市全域の均衡ある発展のためにも、住環境、生活基盤の計画的な整備を目標とする。

〔交通基盤の整備〕

バス交通網の充実、市道・橋梁の整備、駅舎・駅前広場等の整備等

〔情報通信基盤の整備〕

光ファイバー網や無線通信など地域情報通信基盤の整備やICTの活用等

〔市街地の形成〕

若者定住や交流人口の増加に向けた地域の核となる市街地の整備及び活性化、商業機能の強化、都市機能の充実等

〔住環境の整備〕

空き家を活用した移住支援、U・J・Iターンによる定住促進のための総合的な支援等

〔生活環境基盤の整備〕

公園整備、上下水道関連整備、土地区画整理事業等

#### ④自然環境の保全と活用

美しいまちづくりを推進する上で、生活環境、自然環境、景観の維持保全を図るため景観行政団体として「美しいまちづくり条例」を基本としながら、歴史的、文化的遺産を将来にわたり継承し、潤いと安らぎに満ちた美しい景観と住みよい環境づくりを推進するとともに、自然環境の保全だけでなく、観光・レクリエーション関連事業との連携による付加価値の創造を目標とする。また、産業や交流事業においても自然との調和が推進の基礎となる。

##### 〔環境保全〕

自然環境・景観の保全とルールづくり、森林や農地の維持・管理、河川・ダム湖周辺の環境整備、地域美化活動への支援 等

##### 〔資源循環型社会の推進〕

省資源・リサイクルと衛生管理、再生可能エネルギーやバイオマス資源の有効活用、水資源の循環、有機廃棄物の資源化支援施策、EV公用車の導入 等

##### 〔観光・レクリエーション関連事業との連携〕

豊かな自然・歴史文化遺産を活用した観光・レクリエーション資源のネットワーク化の推進と、農山村環境ビジネス等の新たな起業の促進、観光ルートの構築、グリーンツーリズム・エコツーリズムの推進 等

#### ⑤教育・文化の推進

教育をはじめ広義な意味での『文化』の充実を図り、心の豊かさを育む環境づくりを目標とする。また、これまで取り組んできた「人権を大切にするまちづくり」を基本認識として、諸施策を推進する。

##### 〔学校教育の充実〕

地域とともにある学校づくり、少人数・英会話・環境等特色ある教育の取組み支援、スクールバスの運行等通学支援、就学前教育の充実 等

##### 〔社会教育、社会体育の充実〕

人権教育の推進・啓発、生涯学習拠点施設の充実、図書館等の充実、スポーツイベントの開催、スポーツ・レクリエーション施設の充実 等

##### 〔歴史・文化の保存及び継承〕

文化遺産の保存、郷土資料館等の充実、伝統文化継承のための支援策、文化芸術の振興 等

##### 〔国際交流の推進〕

国際理解教育の推進、交流事業の推進 等

#### ⑥コミュニティ活動等の支援

市民と行政が協力しながら自分たちのまちのことは自分たちで考え、市民がまちづくりに積極的・主体的に参画することで、自治本来の姿を実現することを目的に制定した「市民参加と協働の推進に関する条例」を基に「市民」主体のまちづくりを目指す。

〔市民が主役のまちづくりの推進〕

集落活性化策の推進、公民館・集会所・学校跡施設等活動拠点の整備、男女共同参画社会推進のための施策、NPOや地域団体への支援 等

#### （６）計画の達成状況の評価に関する事項

市長は毎年度、事業終了後に本計画の達成状況の評価し、公表するものとする。

#### （７）計画期間

計画期間は、令和３年４月１日から令和８年３月３１日までの５箇年間とする。

#### （８）公共施設等総合管理計画との整合

本市における公共施設等の現状及び課題を踏まえ、今後総合的かつ計画的な管理に関する方針は、ファシリティマネジメントの考え方を導入し、公共施設等の量及び質の最適化と長寿命化を図ることを基本とする。

この方針との整合性を計りながら公共施設の適正な維持管理を行う。

## 2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

### (1) 現況と問題点

本市には、人口増加傾向の市街化区域と過疎化が進む周辺部の農山村が存在しているが、過疎化、少子高齢化が顕著で市域の約8割が限界集落・準限界集落となっている。地域活動の基本的な単位として機能している集落も小規模が大部分を占めている。このように厳しい状況の中では農地の管理や共有林の育成、消防活動等が非常に困難になっており、地域コミュニティの維持が危惧されている。

### (2) その対策

広大な市域の均衡ある発展や地域格差の是正が最重要の課題であり、そのためには交通事情や情報通信基盤整備を含めた住環境、生活環境の整備、住民の価値観やニーズの多様化に対応した様々な施策の積極的な展開など、U・J・Iターンにつながる条件整備を進める。

特に、増加している空き家の活用や住宅改修助成のほか、定住促進に向けた情報発信、定住促進サポートセンターによる移住支援を行う。

### (3) 計画

| 区分                       | 事業名      | 事業概要             | 事業主体 |
|--------------------------|----------|------------------|------|
| 1<br>移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 | (1)移住・定住 | シティプロモーションの実施    | 南丹市  |
|                          |          | 定住促進総合ホームページの運営  |      |
|                          |          | 定住促進ガイドブックの作成    |      |
|                          |          | 定住促進地域情報発信ツールの整備 |      |
|                          |          | 全員定住促進セールスマン化    |      |
|                          |          | 広域連携による情報発信      |      |

### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

本市における公共施設等の現状及び課題を踏まえ、今後総合的かつ計画的な管理に関する方針は、ファシリティマネジメントの考え方を導入し、公共施設等の量及び質の最適化と長寿命化を図ることを基本とする。

この方針との整合性を計りながら公共施設の適正な維持管理を行う。

### 3. 産業の振興

本市においては周辺市町との広域的な連携を図りながら、各分野の施策を推進し、産業の振興を図っていく。

#### ア. 農 業

##### (1) 現況と問題点

農作業の効率化と経営規模拡大のために土地基盤整備を進めてきており、ほ場整備についてはほぼ完了しているが、本市は京都市等への通勤圏内にあるため、第2種兼業農家の割合が高く、また平均経営耕地面積が0.8haと、全体的に小規模な経営形態である。その上、農家の高齢化が進み、農業振興はもとより農地保全という重要課題も出てきており、従来からの集落単位の営農から、複数の集落による地域を主体とした営農活動への転換も進められている。

また、八木地域のバイオマスエネルギーを利用した取り組みは、「地球温暖化対策」「循環型社会」の構築などの観点から全国の注目を浴びているが、施設の老朽化や経費面等での課題もある。

作物については水稻中心であるが、地域特産物である黒大豆や小豆をはじめ、みず菜、壬生菜、九条ネギ、春菊、伏見とうがらし、紫ずきんなどの京野菜や花き等の作付けも盛んに行われており、京阪神はもちろん首都圏においても高い知名度を誇っている。また、これらの生産振興を図るために新規就農支援対策等に取り組んでいる。

また、牛・豚・鶏等の畜産農家も多く存在し、耕種農家との連携を深めている。また、八木地域においては酪農業が盛んで、更なる発展をめざし関係機関と連携して推進する必要がある。

とりわけ近年では野生鳥獣による農作物への被害が拡大し、農業者の営農意欲の低下や離農にもつながるなど深刻な課題となっており、有害鳥獣被害対策の強化が求められている。

専兼別農家数の推移（農林業センサス）

（単位：戸）

| 区分<br>年次 | 総 数   | 専 業   | 兼 業   |       |
|----------|-------|-------|-------|-------|
|          |       |       | 第 1 種 | 第 2 種 |
| 昭和35年    | 6,008 | 1,094 | 2,518 | 2,396 |
| 昭和40年    | 5,711 | 496   | 1,894 | 3,321 |
| 昭和45年    | 5,500 | 383   | 1,273 | 3,844 |
| 昭和50年    | 5,171 | 271   | 665   | 4,235 |
| 昭和55年    | 5,084 | 306   | 463   | 4,315 |
| 昭和60年    | 4,784 | 374   | 397   | 4,013 |
| 平成 2年    | 4,234 | 418   | 354   | 3,462 |
| 平成 7年    | 3,032 | 312   | 309   | 2,411 |
| 平成12年    | 2,805 | 372   | 196   | 2,237 |

|       |       |     |     |       |
|-------|-------|-----|-----|-------|
| 平成17年 | 2,522 | 438 | 239 | 1,845 |
| 平成22年 | 2,244 | 436 | 156 | 1,652 |
| 平成27年 | 1,883 | 522 | 112 | 1,249 |
| 令和2年  | 1,600 | —   | —   | —     |

※平成7年度以降は、農林業センサスの調査方法の変更により、販売農家の数値である

令和2年度は、農林業センサスの調査項目の変更により、農業経営体数のみの数値である

#### 経営耕地面積規模別農家数の推移（農林業センサス）

（単位：戸、％）

| 区分<br>年次       | 全 体              | 0.3ha<br>未満     | 0.3～<br>0.5ha   | 0.5～<br>1.0ha   | 1.0～<br>1.5ha | 1.5～<br>2.0ha | 2.0ha<br>以上  |
|----------------|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|---------------|---------------|--------------|
| 平成2年<br>(構成比)  | 4,234<br>(100.0) | 1,035<br>(24.4) | 1,055<br>(24.9) | 1,540<br>(36.4) | 460<br>(10.9) | 87<br>(2.1)   | 57<br>(1.3)  |
| 平成7年<br>(構成比)  | 3,032<br>(100.0) | 15<br>(0.5)     | 909<br>(30.0)   | 1,486<br>(49.0) | 449<br>(14.8) | 108<br>(3.6)  | 65<br>(2.1)  |
| 平成12年<br>(構成比) | 2,805<br>(100.0) | 15<br>(0.5)     | 860<br>(30.7)   | 1,341<br>(47.8) | 414<br>(14.7) | 100<br>(3.6)  | 75<br>(2.7)  |
| 平成17年<br>(構成比) | 2,528<br>(100.0) | 16<br>(0.6)     | 804<br>(31.8)   | 1,187<br>(47.0) | 370<br>(14.6) | 77<br>(3.1)   | 74<br>(2.9)  |
| 平成22年<br>(構成比) | 2,244<br>(100.0) | 8<br>(0.3)      | 731<br>(32.6)   | 1,025<br>(45.7) | 318<br>(14.2) | 86<br>(3.8)   | 76<br>(3.4)  |
| 平成27年<br>(構成比) | 1,883<br>(100.0) | 7<br>(0.3)      | 586<br>(31.1)   | 854<br>(45.5)   | 274<br>(14.6) | 76<br>(4.0)   | 86<br>(4.6)  |
| 令和2年<br>(構成比)  | 1,600<br>(100.0) | 27<br>(1.7)     | 494<br>(30.8)   | 687<br>(42.9)   | 200<br>(12.5) | 57<br>(3.6)   | 135<br>(8.5) |

※平成17年度は、販売農家以外も含む

令和2年度は、農林業センサスの調査項目の変更により、農業経営体数の数値である

#### （２）その対策

農業所得の増大を図るためには、耕畜連携による“土づくり”を推進し、良食味米の他、酒米やもち米の生産振興による“売れる米づくり”の推進、水田における麦、小豆、黒大豆や白大豆、京野菜等の生産拡大と品質向上や増収による安定した水田農業経営の確立を図る必要がある。

また牛乳等の加工品や他の農作物においても、広大な市域の異なる気候・地形等により、“一大生産地の形成”と“地域特産物の創造”といった別の観点からの育成事業の振興を

図るとともに、地域農林水産物の生産者（第１次産業者）と加工実施者（第２次産業者）と流通・販売実施者（第３次産業者）とのマッチングを通じた農商工連携や６次産業化の推進、農家民宿、農家レストランなど農業の魅力を生かし情報発信する新たな起業家の掘り起しや取組の拡大を支援する。

組織的には、農村（農業）リーダー育成や農業法人の育成等、各地域及び集落の特色に応じた取り組みに対する支援策を講じるとともに、引き続き新規就農者への支援策や担い手の育成のための施策を推進していく必要がある。

あわせて、農家の営農意欲を減退させる要因となっている野生鳥獣被害を防ぐため、防除施設の設置や捕獲対策の強化及び捕獲鳥獣の有効活用等を推進する。

### （３）計 画

| 区分         | 事業名                    | 事業概要                 | 事業主体      |
|------------|------------------------|----------------------|-----------|
| ２<br>産業の振興 | (1) 基盤整備<br>農 業        | 揚水ポンプ改修 １式           | 南丹市       |
|            |                        | 堤体グラウト工              |           |
|            |                        | 用水路改良・整備 ４路線         |           |
|            |                        | ため池整備 ９か所            |           |
|            |                        | 農業用排水路改良 １路線         |           |
|            |                        | 頭首工改良 ２基             |           |
|            |                        | 農道改良 １路線             |           |
|            | (3) 経営近代化施設<br>農 業     | バイオエコロジーセンター機能強化     | 南丹市       |
|            |                        | バイオエコロジーセンター設備等補修・更新 |           |
|            | (4) 地場産業の振興<br>加工施設    | 牛乳処理加工施設整備 １式        | 美山ふるさと(株) |
|            |                        | 乳製品加工体験施設 １式         |           |
|            | (10) 過疎地域持続的<br>発展特別事業 | 土づくり事業（ソフト）          | 南丹市       |
|            |                        | 南丹市がんばる農業応援事業        |           |
|            |                        | 畜産支援事業（ソフト）          |           |
|            |                        | 地域バイオマス利活用事業（ソフト）    |           |
|            |                        | 新規就農研修資金償還事業（ソフト）    |           |
|            |                        | 担い手養成実践農場整備支援事業（ソフト） |           |

|  |  |                  |               |
|--|--|------------------|---------------|
|  |  | 多面的機能支払交付金事業     | 各活動組織         |
|  |  | 環境保全型農業直接支払交付金事業 | 農業者等<br>各活動組織 |
|  |  | 中山間地域等直接支払交付金事業  | 各協定締結集落       |

#### (4) 産業振興促進事項

##### (i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

| 産業振興促進区域           | 業種                         | 計画期間                       | 備考 |
|--------------------|----------------------------|----------------------------|----|
| 旧八木町、旧日吉町、<br>旧美山町 | 製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業 | 令和3年4月1日<br>～<br>令和8年3月31日 |    |

##### (ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)及び(3)のとおり。

#### (5) 公共施設等総合管理計画との整合

本市における公共施設等の現状及び課題を踏まえ、今後総合的かつ計画的な管理に関する方針は、ファシリティマネジメントの考え方を導入し、公共施設等の量及び質の最適化と長寿命化を図ることを基本とする。

この方針との整合性を計りながら公共施設の適正な維持管理を行う。

## イ. 林 業

### (1) 現況と問題点

本市は、緑豊かな自然に恵まれた地域で大半を丹波山地が占め、森林面積は広大であり、保有形態は集落共有林（慣行共有、生産森林組合）、分収林、私有林に分かれているが、長引く木材価格低迷や林業労働者の減少、高齢化等により、林業経営は厳しい状況におかれている。しかしながら、日吉地域、美山地域において林業は依然として地場産業の中心的存在と位置付けられており、森林機能の保全や良質材生産のための間伐推進とその間伐材の有効活用、地元産材の需要拡大、緑の循環認証会議（SGEC）の森林認証など、生産基盤の整備等に関する諸施策が進められている。

また、特産の「丹波マツタケ」の生産に欠くことのできない松林は、松くい虫の被害により、長年の防除対策にもかかわらずその枯損被害は依然として止まらず、引き続いで対策が必要である。また、カシノナガキクイムシによるナラ類の被害が多発してお

り、山村景観の崩壊が危惧されている。

## (2) その対策

林業は本市（特に日吉地域、美山地域）の伝統的な地場産業であり、また森林の持つ国土保全、水源の涵養、生活環境保全、保健文化機能等、公益的機能の面からも長期的な展望に立った振興を図る。また、地球温暖化防止のため二酸化炭素の固定などの「サステイナブル」、「ゼロエミッション（廃棄物ゼロ）」といわれるバイオマスエネルギーの供給源としても、森林は重要視されてきており、資源の適切な保全施策を講じるとともに、有効かつ効率的な利活用の推進により、地域の特性として価値を高める。

造林事業については長伐期施業とし、7 齢級以下の保育間伐の継続と高齢級（8～12 齢級）の利用間伐を促進し、適切な森林の維持管理に努める。また、木材価格の低迷と商品化に長期間を要することからも植林については手控える状況にはあるが、今後二酸化炭素の固定能力（森林の炭素固定機能）を高めるためにも森林の機能が見直される時期にあり、伐採跡地については積極的な植林を推進する。また、林業生産性の向上には欠くことのできない林道については、林業経営にとどまらず、広く住民の生活に供する施設として整備を進める。

林業労働者の減少と高齢化については森林作業道の整備、機械化の進展、社会保障の充実等により一時の低迷期は脱したようにも思えるが、引き続き労働条件の改善や後継者の育成に努める必要がある。また、林業労働者向け住宅や林業研修者宿泊棟の建設の効果もあり、森林組合作業班や自然を求める I ターンによる新規就労者が増加傾向にある。

## (3) 計 画

| 区分         | 事業名            | 事業概要                   | 事業主体 |
|------------|----------------|------------------------|------|
| 2<br>産業の振興 | (1) 基盤整備<br>林業 | 林道開設 6 路線              | 南丹市  |
|            |                | 林道改良 3 路線              |      |
|            |                | 林道舗装 2 路線              |      |
|            |                | 林業専用道 1 路線             |      |
|            |                | 市行分収造林事業               |      |
|            |                | 森林病虫害防除事業              |      |
|            |                | 野生鳥獣被害総合対策事業（防護柵設置・捕獲・ |      |

|  |                    |                        |         |
|--|--------------------|------------------------|---------|
|  |                    | 捕獲鳥獣減容化施設設置)           |         |
|  |                    | 緑の公共事業                 |         |
|  | (3)経営近代化施設<br>林業   | 林業生産用機械施設（グラップル） 1 台   | 美山町森林組合 |
|  |                    | 林業生産用機械施設（ハーベスター） 1 台  |         |
|  |                    | 林業生産用機械施設（フォワーダ） 1 台   |         |
|  |                    | 林業生産用機械施設（スイングヤーダ） 1 台 |         |
|  |                    | 木質チップボイラ施設 1 式         | 南丹市     |
|  |                    | キノコ・山菜等加工貯蔵庫施設 1 式     | (有)芦生の里 |
|  | (4)地場産業の振興<br>加工施設 | シカ肉貯蔵庫                 | 南丹市     |

#### （４）産業振興促進事項

##### （い）産業振興促進区域及び振興すべき業種

| 産業振興促進区域           | 業種                                 | 計画期間                       | 備考 |
|--------------------|------------------------------------|----------------------------|----|
| 旧八木町、旧日吉町、<br>旧美山町 | 製造業、情報サービス<br>業等、農林水産物等販<br>売業、旅館業 | 令和３年４月１日<br>～<br>令和８年３月３１日 |    |

##### （ii）当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記（２）及び（３）のとおり。

#### （５）公共施設等総合管理計画との整合

本市における公共施設等の現状及び課題を踏まえ、今後総合的かつ計画的な管理に関する方針は、ファシリティマネジメントの考え方を導入し、公共施設等の量及び質の最適化と長寿命化を図ることを基本とする。

この方針との整合性を計りながら公共施設の適正な維持管理を行う。

## ウ. 水 産 業

### (1) 現況と問題点

水産業においては地元漁業協同組合と連携して、内水面漁業振興対策事業（河川種苗放流事業）に取り組んでいる。特に美山地域におけるアユを中心とする淡水魚の放流事業は大規模であるが、厳しい財政状況と併せ、アユ増殖事業における冷水病等による成育不振、酸性雨等による水質の悪化など、取り巻く情勢は年々厳しくなっており早期の対策が望まれる。

### (2) その対策

美山地域におけるアユの種苗放流については、水温と当該年の気象予測に基づき、琵琶湖産だけに依存せず人工種苗の購入検討も行い、適期に健苗放流ができるように努める。また新たな地域水産資源の開拓を図り、河川の魅力を高める取り組みを積極的に推進する。

さらに、全市的に地元漁協（美山漁協、大堰川漁協、上桂川漁協）と連携を密にし、種苗放流や河川環境保全、漁場クリーンアップ事業などによる水産資源の保護・増殖を図る。

### (3) 計 画

| 区分         | 事業名                    | 事業概要          | 事業主体                               |
|------------|------------------------|---------------|------------------------------------|
| 2<br>産業の振興 | (1) 基盤整備<br>水産業        | 河川環境整備        | 美山漁業協同組合<br>大堰川漁業協同組合              |
|            |                        | ホンモロコ養殖池施設 一式 | 南丹市                                |
|            | (10) 過疎地域持続<br>的発展特別事業 | 河川種苗放流事業補助    | 美山漁業協同組合<br>大堰川漁業協同組合<br>上桂川漁業協同組合 |

### (4) 産業振興促進事項

#### (i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

| 産業振興促進区域           | 業種                                 | 計画期間                       | 備考 |
|--------------------|------------------------------------|----------------------------|----|
| 旧八木町、旧日吉町、<br>旧美山町 | 製造業、情報サービス<br>業等、農林水産物等販<br>売業、旅館業 | 令和3年4月1日<br>～<br>令和8年3月31日 |    |

## (ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)及び(3)のとおり。

## (5) 公共施設等総合管理計画との整合

本市における公共施設等の現状及び課題を踏まえ、今後総合的かつ計画的な管理に関する方針は、ファシリティマネジメントの考え方を導入し、公共施設等の量及び質の最適化と長寿命化を図ることを基本とする。

この方針との整合性を計りながら公共施設の適正な維持管理を行う。

## エ. 商 工 業

### (1) 現況と問題点

商業においては、小売業等が年々減少傾向にあり、特に日吉地域、美山地域において地元商店の利用が減少している。全市的にも、住民のライフスタイルや消費者意識の変容、近隣市の大型商業施設の充実等により、地域内購買力が流出する傾向が続いている。このような現状の中、“まち”の活性化のためにも、商業の振興は大きな課題となっている。

日吉地域、美山地域の製造業の状況は、事業所数では繊維・衣類、製造品出荷額では電気機械が中心で、中堅企業が数社立地するものの、大多数は家内工業や下請け、孫請けであるため工業力は低迷している。近年においては、八木・園部地域を中心とした大手企業の誘致や既存産業の安定化・高度化に向けた支援策等により、雇用の場の確保、若者の定住促進が進められている。

### 商業の推移（商業統計調査）（小売業＋卸売業）

| 区 分              | 昭和 54 年   | 昭和 60 年   | 平成 3 年    | 平成 9 年    | 平成 14 年   | 平成 20 年   |
|------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 商店数 (店)          | 680       | 682       | 609       | 541       | 464       | 427       |
| 従業者数 (人)         | 1,784     | 2,165     | 2,055     | 1,952     | 1,887     | 1,997     |
| 商業販売額 (万円)       | 2,582,126 | 5,238,751 | 5,627,694 | 4,472,532 | 3,310,305 | 3,098,183 |
| 1 店当たり商業販売額 (万円) | 3,797     | 7,681     | 9,241     | 8,267     | 7,134     | 7,256     |

| 区 分               | 平成 24 年 | 平成 28 年 |
|-------------------|---------|---------|
| 商店数 (店)           | 293     | 282     |
| 従業者数 (人)          | 1,393   | 1,380   |
| 商業販売額 (百万円)       | 26,287  | 32,539  |
| 1 店当たり商業販売額 (百万円) | 90      | 115     |

※平成 24 年以降については経済センサスによる

## 工業の推移（工業統計調査）

| 区 分               | 昭和 63 年   | 平成 2 年    | 平成 5 年    | 平成 7 年    | 平成 10 年   | 平成 13 年   | 平成 20 年    |
|-------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|
| 事業所数 (社)          | 310       | 309       | 288       | 264       | 247       | 137       | 176        |
| 従業者数 (人)          | 2,721     | 2,667     | 2,877     | 2,886     | 2,782     | 2,904     | 3,313      |
| 製造品出荷額等(万円)       | 3,025,120 | 3,299,729 | 4,261,733 | 5,248,328 | 4,975,886 | 6,987,304 | 14,699,654 |
| 1事業所当り製造品出荷額等(万円) | 9,758     | 10,679    | 14,798    | 19,880    | 20,145    | 51,002    | 83,521     |
| ひとり当り製造品出荷額等(万円)  | 1,112     | 1,237     | 1,481     | 1,819     | 1,789     | 2,406     | 4,437      |

※平成 13 年については従業者数が 4 名以上の事業所

| 区 分               | 平成 24 年    | 平成 28 年    |
|-------------------|------------|------------|
| 事業所数 (社)          | 144        | 147        |
| 従業者数 (人)          | 3,245      | 3,206      |
| 製造品出荷額等(万円)       | 19,635,598 | 20,978,816 |
| 1事業所当り製造品出荷額等(万円) | 136,358    | 142,713    |
| ひとり当り製造品出荷額等(万円)  | 6,051      | 6,543      |

※平成 24 年以降については経済センサスによる

## （２）その対策

既存の商店街については非常に厳しい状況であるが、地域消費者ニーズの変化に対応し、経営の多角化や地域に則した店舗づくり、また、チャレンジショップや共同店舗等、新しい形の商業集積構想の立案と具現化が必要である。

主に園部地域、八木地域における市街化区域については、中心市街地活性化を推進する商店街の組織力の強化と空き店舗の有効活用、人材育成への支援も、商業振興の重要な施策である。

産業の活性化及び雇用確保については、活用可能な工場用地を確保し、引き続き企業誘致を積極的に進めるとともに、全市をカバーする光ファイバー網や I C T（情報通信技術）、公有資産等を活用したサテライトオフィスの誘致、地域資源を生かしたコミュニティビジネス・ソーシャルビジネスなどの起業・創業支援を進める。

立地・誘致した事業所では積極的な地元雇用が進められており、今後も事業所への地元雇用支援を進めるとともに就職セミナーやインターンシップなどの就業対策に取り組む。

さらに、国内外から多く訪れる観光入込客も大きな魅力であり、「商業」と「観光」との連携による地域経済循環を図る必要があり、地域の核となる拠点としての機能強化や、取り巻く様々な資源や組織等との有機的な連携の仕組みづくりを支援する。

## （３）産業振興促進事項

### （い）産業振興促進区域及び振興すべき業種

| 産業振興促進区域           | 業種                         | 計画期間                       | 備考 |
|--------------------|----------------------------|----------------------------|----|
| 旧八木町、旧日吉町、<br>旧美山町 | 製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業 | 令和3年4月1日<br>～<br>令和8年3月31日 |    |

## (ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)のとおり。

## (4) 公共施設等総合管理計画との整合

本市における公共施設等の現状及び課題を踏まえ、今後総合的かつ計画的な管理に関する方針は、ファシリティマネジメントの考え方を導入し、公共施設等の量及び質の最適化と長寿命化を図ることを基本とする。

この方針との整合性を計りながら公共施設の適正な維持管理を行う。

## オ. 観 光

### (1) 現況と問題点

近年増加していたインバウンド（訪日外国人旅行）については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の為に渡航制限により激減するとともに、日本人旅行客についても外出自粛により、大幅に減少している。

しかしながら、長引く自粛の影響によりコロナ収束後に観光したいという需要は高まっている。

多くの観光客に対して、安心して観光できる清潔感の周知と、感染症予防の徹底や、近場を旅するマイクロツーリズムの普及などにより、3密を避けて郊外を目指す観光客の増加が予想され、少しずつではあるが南丹市への観光入込客数も回復すると考える。

解決すべき問題点として、本市は「芦生研究林」「かやぶきの里（重要伝統的建造物群保存地区）」「日吉ダム」「スプリングスひよし」「るり溪」「大堰川」のほか神社仏閣など特筆すべき自然環境や貴重な文化遺産、リラクゼーション施設を有しており、これらの観光資源を有効に活用した広域的な観光ネットワークを構築する必要がある。また、日吉地域、美山地域を中心とした広大な「森林共生ゾーン」においても自然環境の保全だけでなく、観光・レクリエーション関連事業との連携による自然体験ツアーなどの付加価値の創造が必要であり、今後地域活性化の資源として活用するためにも、自然景観の保護、交通利便の向上、観光施設の整備、観光情報の発信、新規客層の開拓等の諸問題を解決しなければならない。

## 観光入込客数の推移

| 区 分<br>年 次 | 入込客の総数（人） |           |         | 観光消費額<br>（千円） |
|------------|-----------|-----------|---------|---------------|
|            |           | 内、日帰り客数   | 内、宿泊客数  |               |
| 平成18年      | 1,545,853 | 1,492,335 | 53,518  | 1,933,501     |
| 平成19年      | 1,516,296 | 1,459,118 | 57,178  | 2,023,601     |
| 平成20年      | 1,726,505 | 1,674,150 | 52,355  | 2,109,550     |
| 平成21年      | 1,790,342 | 1,740,076 | 50,266  | 2,078,834     |
| 平成22年      | 1,744,839 | 1,695,680 | 49,159  | 2,358,940     |
| 平成23年      | 1,621,570 | 1,574,705 | 46,865  | 2,138,892     |
| 平成24年      | 1,633,220 | 1,586,900 | 46,320  | 2,250,395     |
| 平成25年      | 1,789,267 | 1,741,874 | 47,393  | 2,344,294     |
| 平成26年      | 1,764,160 | 1,717,209 | 46,951  | 2,618,219     |
| 平成27年      | 1,972,194 | 1,912,960 | 59,234  | 2,702,361     |
| 平成28年      | 2,739,418 | 2,661,484 | 77,934  | 2,938,263     |
| 平成29年      | 2,652,606 | 2,553,537 | 99,069  | 2,960,390     |
| 平成30年      | 2,396,518 | 2,290,180 | 106,338 | 2,964,433     |
| 令和元年       | 2,484,463 | 2,368,100 | 116,363 | 3,198,242     |
| 令和2年       | 1,917,329 | 1,831,204 | 86,125  | 2,766,589     |

## （２）その対策

今後も観光需要の増大が期待され、その嗜好も「癒し」「ゆとり」など、都会では味わえない温もりを感じられる“ふるさと”への回帰傾向は強く、子どもの自然体験や環境教育、中高年齢層への和みの空間の提供等、各層の観光客や来訪者のニーズに合わせ、中山間地の特性を生かしたグリーンツーリズムや観光地域づくり法人との更なる連携によるエコツーリズムなどの推進を図る。また、これらの魅力ある自然環境や景観資源の価値を一層高める取り組みを、「森の京都」ブランドとして、市民や各種の団体、企業、関係機関等との連携と協働により推進する。

さらに、交通網の整備・充実を図り、新たな“南丹ブランド”の創出とリピーターづくり等、中長期的な観光戦略構想を構築する。

## （３）計 画

| 区分 | 事業名     | 事業概要        | 事業主体 |
|----|---------|-------------|------|
| 2  | (9)観光又は | スプリングスひよし改修 | 南丹市  |

|       |                    |                           |                          |
|-------|--------------------|---------------------------|--------------------------|
| 産業の振興 | レクリエーション           | スプリングスひよしBBQ棟設置           | 施設管理者                    |
|       |                    | スプリングスひよしキャンプ場管理棟・トイレ等の設置 |                          |
|       |                    | 美山町自然文化村施設整備・改修           | 南丹市                      |
|       |                    | 道の駅「美山ふれあい広場」施設内改修・整備     |                          |
|       |                    | 大野ダム公園管理事務所改修             |                          |
|       |                    | かやぶきの里拠点施設かやぶき屋根改修・施設改修   |                          |
|       |                    | かやぶき美術館及び資料館かやぶき屋根改修      |                          |
|       |                    | エコツーリズムの推進                |                          |
|       |                    | 園部公園再整備事業                 |                          |
|       |                    | 公園施設長寿命化対策支援事業            |                          |
|       |                    | 森の京都推進事業                  | 南丹市<br>一般社団法人 森の京都地域振興社  |
|       | (10) 過疎地域持続的発展特別事業 | 地域DMOの推進                  | 一般社団法人南丹市<br>美山観光まちづくり協会 |

#### (4) 産業振興促進事項

##### (i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

| 産業振興促進区域           | 業種                         | 計画期間                       | 備考 |
|--------------------|----------------------------|----------------------------|----|
| 旧八木町、旧日吉町、<br>旧美山町 | 製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業 | 令和3年4月1日<br>～<br>令和8年3月31日 |    |

##### (ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)及び(3)のとおり。

#### (5) 公共施設等総合管理計画との整合

本市における公共施設等の現状及び課題を踏まえ、今後総合的かつ計画的な管理に関する方針は、ファシリティマネジメントの考え方を導入し、公共施設等の量及び質

の最適化と長寿命化を図ることを基本とする。

この方針との整合性を計りながら公共施設の適正な維持管理を行う。

## 4. 地域における情報化

### (1) 現況と問題点

本市においては、市内全域にF T T HによるC A T V網の整備を進めるとともにC A T V網を活用したインターネットサービスを提供することにより情報通信環境の改善を図ってきた。また、同報系防災行政無線は、デジタル方式での整備は完了しているが、未設置世帯もあることから引き続き整備が必要であるほか、統制台等整備から期間が経過した機器の老朽化による機器更新や、災害に対し脆弱性を懸念する長老ヶ岳中継局を経由しないルート of 構築が必要となっている。

携帯電話不通エリア解消については、日吉地域、美山地域においては狭隘な谷間に位置する小集落が点在しているため、携帯電話事業者独自によるアンテナ設置が進まなかった。

この問題解消のため、携帯電話事業者への設置要望とあわせて、市の自主事業として移動通信用鉄塔施設の設置を進め、携帯電話の不通エリアの解消を図ってきた。しかし、未だに携帯電話の不通エリアが一部存在することから、今後も引き続き携帯電話事業者への設置要望を行う。

あわせて、本市におけるデジタルインフラの整備に一層取り組むとともに、デジタルの力を活用した地域社会の課題解決、マイナンバーカードを利用した新たなサービスを創出し、Well-being（幸福）の向上、持続可能な社会の実現に向けて取り組む。

### (2) その対策

市民相互や市外部との交流のためにも、どの地域でも同様に情報を活用できる環境づくりに努め、市域における“情報の格差”が生じない情報通信基盤を整えるとともに、誰もがデジタルの恩恵を享受できる「取り残されない」デジタル社会を実現する必要がある。

具体的には、光ファイバーなど情報通信網の活用とともに、無線通信の整備を進め、地域情報や防災情報など公共性の高い情報の発信とあわせ、これらの情報基盤やデジタルの活用により、距離の壁を越えた高い付加価値や新たなビジネス、サービス、人材の流れの創出、また、安全・安心で誰もが便利で快適に暮らせる社会を早期実現する。

### (3) 計画

| 区分                             | 事業名                                     | 事業概要        | 事業主体 |
|--------------------------------|-----------------------------------------|-------------|------|
| 3<br>ける<br>地域<br>にお<br>情報<br>化 | (1) 電気通信施設等<br>情報化のための<br>施設<br>通信用鉄塔施設 | 移動通信用鉄塔施設整備 | 南丹市  |

|  |                       |                                        |  |
|--|-----------------------|----------------------------------------|--|
|  | 防災行政用無線施設             | 同報系防災行政無線設備（統制台等機器更新及び中継ルート変更）         |  |
|  | (2) 過疎地域持続的<br>発展特別事業 |                                        |  |
|  | 情報化、デジタル技<br>術活用      | 共通投票所の開設<br>電子申請等の導入<br>ドローンを活用した物資の配送 |  |

#### （４）公共施設等総合管理計画との整合

本市における公共施設等の現状及び課題を踏まえ、今後総合的かつ計画的な管理に関する方針は、ファシリティマネジメントの考え方を導入し、公共施設等の量及び質の最適化と長寿命化を図ることを基本とする。

この方針との整合性を計りながら公共施設の適正な維持管理を行う。

## 5. 交通施設の整備、交通手段の確保

### ア. 道路網の整備

#### (1) 現況と問題点

道路交通事情は、快適な暮らし、ヒト・モノの流れ、産業の振興を創り出す基盤として不可欠である。本市は京都の中央部に位置し、国道（4路線）、主要地方道（9路線）、一般府道（15路線）が縦横に走っており、JR山陰本線や京都縦貫自動車道等により京阪神、山陰、若狭地方などに連絡する交通の要衝である。

これらの交通網を活用し、市民相互交流の促進のための「地域交流軸」と都市間を結び関係市町と連絡を図る「広域交流軸」の充実を図り、過疎化防止はもとより、市の発展につなげる必要がある。

特に府道については狭隘、未整備、通行不能区間が随所に見受けられ、早期に整備、改良を行うよう京都府に働きかけなければならない状況である。

市道については、基幹道路は一定の整備が図られてきたが、身近な住環境整備が過疎化防止の一つでもあり、狭隘区間や危険箇所の解消はもちろん、今後も引き続き整備、改良を図っていく必要がある。

また、京都縦貫自動車道の全線開通により、単なる通過点にしない魅力溢れるまちづくりの推進が肝要である。

#### 国・府道の状況

(令和3年4月1日現在)

| 区 分          | 路 線  | 通過する<br>市 町 村                                            | 概 要                                                                    |
|--------------|------|----------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 国 道<br>(4路線) | 9号   | 京都市（烏丸五条）～亀岡市<br>～南丹市～京丹波町～<br>福知山市～鳥取県～島根県～<br>山口県（下関市） | 「山陰道」を継承する国道であり、<br>その総延長は643.5kmにも及ぶ。                                 |
|              | 162号 | 京都市（西大路五条）～<br>南丹市～福井県（おおい町<br>・小浜市・敦賀市）                 | 高雄の紅葉、かやぶきの里美山、<br>日本海など風光明媚な国道であ<br>る。主に京都市の区域は古くから<br>「周山街道」と呼ばれている。 |
|              | 372号 | 亀岡市～南丹市～篠山市<br>～姫路市                                      | 京都縦貫自動車道、近畿自動車道<br>敦賀線に接続する重要路線                                        |
|              | 477号 | 池田市～南丹市～京都市<br>～近江八幡市～四日市市                               | 全線を通しての利用はない。旧八<br>木町～旧京北町間は狭隘区間の割<br>に交通量が多い。                         |

|                   |                |                                  |                                 |
|-------------------|----------------|----------------------------------|---------------------------------|
| 主要地方道<br>( 9 路線)  | 綾部宮島線(12)      | 南丹市～京丹波町                         | 由良川に沿う                          |
|                   | 園部平屋線(19)      | 南丹市                              | 4 トンネル (船岡・木住・佐々江・神楽坂)          |
|                   | 亀岡園部線(25)      | 南丹市～亀岡市                          | 大堰川 (保津川・桂川) 東側                 |
|                   | 綾部美山線(34)      | 南丹市～綾部市                          | 市境 (美山町区域 洞峠) に未開通区間あり          |
|                   | 京都広河原美山線(38)   | 南丹市～京都市 (堀川五条)                   | 別名「鞍馬街道」、冬季閉鎖区間 (美山町区域 佐々里峠) あり |
|                   | 京都日吉美山線(50)    | 南丹市～京都市 (右京区) ～<br>亀岡市～京都市 (右京区) | 美山町区域 鏡峠は通行不可能                  |
|                   | 園部能勢線(54)      | 南丹市～大阪府能勢町                       |                                 |
|                   | 佐々江下中線 (78)    | 南丹市～京都市 (右京区)                    | 日吉町区域北東部から右京区 (京北) へ            |
|                   | 日吉京丹波線 (80)    | 南丹市～京丹波町                         | 胡麻川支流沿いの山間を東西に                  |
| 一般府道<br>( 1 5 路線) | 宮ノ辻神吉線 (363)   | 南丹市～京都市 (右京区)                    | 山間部を細野川に沿う                      |
|                   | 中地日吉線(364)     | 南丹市～京都市                          | 市境に持越峠                          |
|                   | 和泉宮脇線(368)     | 南丹市                              | 美山区域の中心部を通過                     |
|                   | 八原田上弓削線 (369)  | 南丹市～京都市 (右京区)                    |                                 |
|                   | 佐々里井戸線 (370)   | 南丹市～京都市 (右京区)                    | 通行不可能区間あり                       |
|                   | 郷ノ口室河原線(408)   | 南丹市～亀岡市                          | 八木町区域の中部と北西部を結ぶ                 |
|                   | 八木停車場線 (441)   | 南丹市                              | 八木町区域の玄関口に当たる                   |
|                   | 園部停車場線 (442)   | 南丹市                              | 総延長約 150m                       |
|                   | 佐々江京北線 (443)   | 南丹市～京都市 (右京区)                    | 京都市側は路線バスが運行                    |
|                   | 富田胡麻停車場線(445)  | 南丹市～京丹波町                         | 一部区間が未改良                        |
|                   | 吉富八木線 (451)    | 南丹市                              | 国道 9 号の抜け道的存在であるが、道幅は全体的に狭い     |
|                   | 長谷八木線 (452)    | 南丹市～亀岡市～南丹市                      | 大半が国道や他の府道と重複                   |
|                   | 大河内口八田線 (453)  | 南丹市～京丹波町                         | 園部能勢線の別ルートの働き                   |
|                   | 竹井室河原線 (454)   | 南丹市                              | 大半にわたり道幅が狭い                     |
|                   | 八木東インター線 (455) | 南丹市                              | 京都縦貫自動車道八木東 IC 起点に八木町大藪附近に至る    |
| 計                 | 2 8 路線         |                                  |                                 |

## 市道の状況

(令和3年4月1日現在)

| 区 分 | 路線数   | 実延長<br>(m) | 改良の状況   |      | 舗装の状況   |      | 自動車通行不能区間 |      |
|-----|-------|------------|---------|------|---------|------|-----------|------|
|     |       |            | 延長(m)   | 率(%) | 延長(m)   | 率(%) | 延長(m)     | 率(%) |
| 1 級 | 32    | 73,748     | 68,303  | 92.6 | 72,695  | 98.6 | 60        | 0.08 |
| 2 級 | 61    | 84,466     | 70,489  | 83.4 | 83,408  | 98.7 | 527       | 0.6  |
| その他 | 1,248 | 434,026    | 249,054 | 57.4 | 374,010 | 86.2 | 31,373    | 7.2  |
| 計   | 1,341 | 592,240    | 387,846 | 65.5 | 530,113 | 89.5 | 31,960    | 5.4  |

資料：市 道路台帳

## (2) その対策

道路は地域の開発、産業基盤の強化、経済活動の活性化、都市と農村の交流推進等住民生活を支える基幹施設であり、「市全域の均衡ある発展」のためにも特に重要な分野である。

また、自然環境の保全など周辺の土地利用との調和を図りながら住環境、生活基盤の整備に繋げる必要があり、そのためにも道路の機能体系に応じて「広域幹線」「地域幹線」「地区幹線」等に分類し、機能に沿った整備を行う。

## (3) 計 画

| 区分                       | 事業名     | 事業概要       | 事業主体 |
|--------------------------|---------|------------|------|
| 4<br>交通施設の整備、<br>交通手段の確保 | (1)市町村道 | 自然災害防止 2路線 | 南丹市  |
|                          |         | 道路改良 19路線  |      |
|                          |         | 舗装改良 34路線  |      |
|                          |         | 橋りょう改良 27橋 |      |

## (4) 公共施設等総合管理計画との整合

本市における公共施設等の現状及び課題を踏まえ、今後総合的かつ計画的な管理に関する方針は、ファシリティマネジメントの考え方を導入し、公共施設等の量及び質

の最適化と長寿命化を図ることを基本とする。

道路などのインフラ施設は、市民生活を支える上で重要な施設であり、ライフラインの確保を優先とした維持管理、定期点検を行い、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針に基づき、総合的かつ計画的な施設管理を実現するための体制づくりや、市内全体の施設バランスや地域特性、交通の利便性などを考慮した上で、施設機能の維持や施設運営の効率化を図るとともに、全体最適の視点で施設の長寿命化を推進する。

## イ. 交通確保対策

### (1) 現況と問題点

鉄道についてはＪＲ山陰本線が市の南西部を通っており、京都市と京都府北部とを結ぶ大動脈として、交通網の要となっている。市内には７駅があり、多くの通学、通勤者等に利用されている。平成２２年３月に京都～園部間の複線化が完成し利便性の向上が図られたが、園部以北について引き続き複線化に向けた取り組みを推進していく必要がある。

路線バスについては、合併により、旧日吉町営バスと旧美山町営バスを統合して南丹市営バスとして継続運行するとともに、旧園部町区域における民間バス会社への運行委託（有）中京交通）や一部路線の補助（京阪京都交通㈱）についても、住民の利便性の確保のため継承している。また、きめ細やかで使いやすい地域公共交通としてデマンドバスを導入する取り組みを進めている。

バス交通は、その経営面からもより効果的で効率的な事業を展開する必要があるが、高齢化が一層深刻化する中で、市民の生活における利便性の向上のため安心して安全な公共交通手段の確保は重要な課題である。

### (2) その対策

ＪＲ駅の公共交通ターミナルとしての機能性に重点を置いて、駅前広場の整備を進める。

バス交通については、鉄道との接続を十分考慮したダイヤの編成、利用実態に即応したバスの利活用など、利用者への便宜を図ることに努めるとともに、利用実績を検証しながらデマンドバスなどの新しい取り組みを進め、安全で人にやさしい道路交通の確保と、だれもが安心して活用できる交通手段確保のためのネットワーク体系等を構築し、市民団体や民間事業者等との連携による地域ぐるみの対策と支援を推進する。

### (3) 計 画

| 区分                       | 事業名               | 事業概要          | 事業主体 |
|--------------------------|-------------------|---------------|------|
| 4<br>交通施設の整備、<br>交通手段の確保 | (6) 自動車等          | 除雪車の更新 2 台    | 南丹市  |
|                          |                   | スクールバス 9 台    |      |
|                          | (9) 過疎地域持続的発展特別事業 | JR 山陰本線利用促進事業 | 南丹市  |
|                          |                   | デマンドバス運行事業    |      |
|                          |                   | スクールバスの運行事業   |      |

### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

本市における公共施設等の現状及び課題を踏まえ、今後総合的かつ計画的な管理に関する方針は、ファシリティマネジメントの考え方を導入し、公共施設等の量及び質の最適化と長寿命化を図ることを基本とする。

この方針との整合性を計りながら公共施設の適正な維持管理を行う。

## 6. 生活環境の整備

### ア. 水道施設

#### (1) 現況と問題点

本市の給水率は、ほぼ100%に達しているが、主要施設の老朽化が進み、長期計画による更新が必要な施設も少なくない。また、過疎化の影響から給水量も伸び悩み、水道料金に影響を及ぼすことも懸念されていることから、施設の統合に取り組んでいる。

#### 南丹市水道事業について

| 給水区域  |       | 計画内容        |                              | 令和元年度末の状況    |             |                             |
|-------|-------|-------------|------------------------------|--------------|-------------|-----------------------------|
| 事業区分  | 浄水場   | 計画人口<br>(人) | 計画給水量<br>(m <sup>3</sup> /日) | 実給水人口<br>(人) | 給水件数<br>(件) | 実給水量<br>(m <sup>3</sup> /年) |
| 園部    | 船岡    | 19,035      | 9,780                        | 15,787       | 5,790       | 2,334,563                   |
|       | 船阪    |             |                              |              |             |                             |
|       | 大河内第2 |             |                              | 3,558        | 1,411       | 494,373                     |
| 八木    | 大薮    |             |                              |              |             |                             |
| 八木    | 川東    | 3,533       | 2,459                        | 3,597        | 1,455       | 557,334                     |
| 胡麻    | 胡麻第1  | 2,169       | 1,010                        | 2,187        | 925         | 329,615                     |
|       | 胡麻第2  |             |                              |              |             |                             |
| 日吉中央  | 殿田    | 1,545       | 1,288                        | 1,582        | 788         | 342,481                     |
|       | 片野    |             |                              |              |             |                             |
|       | 和田    |             |                              |              |             |                             |
| 四ツ谷   | 四ツ谷   | 252         | 126                          | 247          | 158         | 30,825                      |
| 中世木   | 中世木   | 102         | 50                           | 115          | 59          | 13,255                      |
| 佐々江   | 佐々江   | 137         | 71                           | 145          | 103         | 17,293                      |
| 生畑・木住 | 生畑木住  | 239         | 135                          | 240          | 109         | 34,118                      |
| 畑郷    | 畑郷    | 127         | 70                           | 130          | 78          | 15,449                      |
| 美山中央  | 須麦谷   | 1,243       | 731                          | 1,348        | 735         | 250,371                     |
|       | 静原第1  |             |                              |              |             |                             |
|       | 静原第2  |             |                              |              |             |                             |
|       | 川谷    |             |                              |              |             |                             |
|       | 音海    |             |                              |              |             |                             |
| 知井    | 河内谷   | 527         | 349                          | 558          | 367         | 85,498                      |
| 内久保   | 内久保   | 183         | 73                           | 193          | 87          | 21,623                      |
| 平屋    | 野添    | 523         | 339                          | 522          | 314         | 111,524                     |

|     |     |     |     |     |     |        |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--------|
|     | 又林  |     |     |     |     |        |
| 宮島  | 原   | 319 | 142 | 311 | 150 | 35,562 |
| 鶴ヶ岡 | 高野  | 665 | 408 | 673 | 395 | 88,016 |
|     | 洞   |     |     |     |     |        |
|     | 見館  |     |     |     |     |        |
| 芦生  | 芦生  | 38  | 28  | 50  | 39  | 8,514  |
| 佐々里 | 佐々里 | 23  | 11  | 20  | 15  | 2,941  |

## (2) その対策

より安全で衛生的な「水」の安定供給を図るため、環境対策との連動により、需要の変化を見通しながらの水資源の確保（節水による水資源の確保）や、施設の統合及び維持管理に努める。

## (3) 計 画

| 区分           | 事業名     | 事業概要                  | 事業主体 |
|--------------|---------|-----------------------|------|
| 5<br>生活環境の整備 | (1)水道施設 | 配水管布設替工事<br>浄水場施設整備工事 | 南丹市  |

## (4) 公共施設等総合管理計画との整合

本市における公共施設等の現状及び課題を踏まえ、今後総合的かつ計画的な管理に関する方針は、ファシリティマネジメントの考え方を導入し、公共施設等の量及び質の最適化と長寿命化を図ることを基本とする。

この方針との整合性を計りながら公共施設の適正な維持管理を行う。

## イ. 下水道施設

### (1) 現況と問題点

定住人口の増加を図るためには生活環境の整備は不可欠で、とりわけ下水道整備は最重要な施策である。本市においては、「公共下水道事業」「特定環境保全公共下水道事業」「農業集落排水事業」「合併処理浄化槽事業」の4事業を取組み、生活環境の改善や公共用水域の水質保全に努めている。合併から10年を経過する中で、京都府が整備・管理してきた桂川中流流域下水道施設が平成28年4月に市へ移管されたほか、各事業の導入経過や進捗状況、自然条件や地理的条件など様々な異なる要素があり、住民間の

公平性、下水道処理施設の維持管理、水洗化促進等の諸課題を抱えている。

また、急速に進む住民の減少は下水道使用料の減少に直結し、今後の下水道経営は厳しさが増すことが予想される。

## 下水道の状況

(令和3年3月31日現在)

| 事業            | 処理区  | 処理区域<br>内面積<br>(ha) | 行政区域内     |             | 現在処理<br>区域内<br>人口<br>(人) ② | 普及率<br>(%) ②/① | 現在水洗便所設置済 |             | 水洗化率<br>(%) ③/② |
|---------------|------|---------------------|-----------|-------------|----------------------------|----------------|-----------|-------------|-----------------|
|               |      |                     | 世帯<br>(戸) | 人口<br>(人) ① |                            |                | 世帯<br>(戸) | 人口<br>(人) ③ |                 |
| 公共下水道事業       | 園 部  | 433.1               | 5,450     | 11,716      | 11,716                     | 100.0          | 5,123     | 11,097      | 94.7            |
|               | 八 木  | 368.0               | 2,428     | 5,420       | 5,191                      | 95.8           | 1,996     | 4,489       | 86.5            |
|               | 計    | 801.1               | 7,878     | 17,136      | 16,907                     | 98.7           | 7,119     | 15,586      | 92.2            |
| 特定環境保全公共下水道事業 | 西 部  | 69.0                | 512       | 1,235       | 1,235                      | 100.0          | 484       | 1,188       | 96.2            |
|               | 西本梅  | 59.8                | 347       | 767         | 767                        | 100.0          | 334       | 738         | 96.2            |
|               | 八木北  | 49.0                | 463       | 1,034       | 1,034                      | 100.0          | 392       | 896         | 86.7            |
|               | 胡 麻  | 97.8                | 949       | 2,160       | 2,160                      | 100.0          | 850       | 1,960       | 90.7            |
|               | 殿 田  | 43.1                | 319       | 677         | 677                        | 100.0          | 256       | 564         | 83.3            |
|               | 計    | 318.7               | 2,590     | 5,873       | 5,873                      | 100.0          | 2,316     | 5,346       | 91.0            |
| 農業集落排水事業      | 船 岡  | 18.0                | 148       | 366         | 366                        | 100.0          | 140       | 348         | 95.1            |
|               | 摩気東部 | 35.0                | 196       | 440         | 440                        | 100.0          | 176       | 402         | 91.4            |
|               | 大河内  | 8.6                 | 49        | 86          | 86                         | 100.0          | 48        | 84          | 97.7            |
|               | 天 引  | 8.2                 | 71        | 154         | 154                        | 100.0          | 66        | 148         | 96.1            |
|               | 川 辺  | 18.5                | 140       | 321         | 321                        | 100.0          | 126       | 302         | 94.1            |
|               | 園部北部 | 20.6                | 205       | 470         | 470                        | 100.0          | 189       | 441         | 93.8            |
|               | 美 里  | 6.0                 | 53        | 132         | 132                        | 100.0          | 51        | 128         | 97.0            |
|               | 神 吉  | 17.4                | 168       | 362         | 362                        | 100.0          | 160       | 344         | 95.0            |
|               | 殿    | 23.6                | 162       | 370         | 370                        | 100.0          | 149       | 337         | 91.1            |
|               | 下田原  | 10.9                | 128       | 265         | 265                        | 100.0          | 116       | 242         | 91.3            |
|               | 四ツ谷  | 16.9                | 104       | 203         | 203                        | 100.0          | 83        | 172         | 84.7            |
|               | 志和賀  | 6.1                 | 79        | 171         | 171                        | 100.0          | 69        | 155         | 90.6            |
|               | 佐々江  | 25.0                | 80        | 140         | 140                        | 100.0          | 65        | 117         | 83.6            |

|           |      |       |       |       |       |       |       |       |      |
|-----------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|
|           | 宮 島  | 56.3  | 182   | 392   | 392   | 100.0 | 162   | 344   | 87.8 |
|           | 北 中  | 19.7  | 100   | 231   | 231   | 100.0 | 92    | 220   | 95.2 |
|           | 鶴ヶ岡  | 17.1  | 59    | 125   | 125   | 100.0 | 56    | 122   | 97.6 |
|           | 平 屋  | 21.9  | 106   | 228   | 228   | 100.0 | 101   | 217   | 95.2 |
|           | 大 野  | 21.9  | 118   | 250   | 250   | 100.0 | 109   | 225   | 90.0 |
|           | 宮島大野 | 19.3  | 91    | 209   | 209   | 100.0 | 80    | 179   | 85.6 |
|           | 計    | 371.0 | 2,239 | 4,915 | 4,915 | 100.0 | 2,038 | 4,527 | 92.1 |
| 合併処理浄化槽事業 | 園部区域 | —     | 94    | 179   | 179   | 100.0 | 55    | 113   | 63.1 |
|           | 八木区域 | —     | 35    | 68    | 68    | 100.0 | 17    | 38    | 55.9 |
|           | 日吉区域 | —     | 276   | 575   | 575   | 100.0 | 205   | 450   | 78.3 |
|           | 美山区域 | —     | 1,076 | 2,124 | 2,124 | 100.0 | 834   | 1,733 | 81.6 |
|           | 計    | —     | 1,481 | 2,946 | 2,946 | 100.0 | 1,111 | 2,334 | 79.2 |

## (2) その対策

汚水を集合処理する「公共下水道事業」「特定環境保全公共下水道事業」「農業集落排水事業」は、処理区域の人口が減少する中、地方債の償還を継続し、処理施設の維持管理及び更新を行っていくためには、より一層の経営の効率化が求められており、処理施設の再編統合や水洗化の促進などを図る必要がある。桂川中流流域下水道施設が、平成28年度から市の管理となっている。今後は、効率的な運営とともに、事業認可区域の早期完成を図る。

また、汚水の集合処理による方式が困難な地域については、合併処理浄化槽の設置を推進していく必要がある。

## (3) 計 画

| 区分           | 事業名        | 事業概要                                  | 事業主体 |
|--------------|------------|---------------------------------------|------|
| 5<br>生活環境の整備 | (2) 下水処理施設 | 公共下水道 処理施設再編統合<br>(特環 1 処理区、農排 2 処理区) | 南丹市  |

## (4) 公共施設等総合管理計画との整合

本市における公共施設等の現状及び課題を踏まえ、今後総合的かつ計画的な管理に

関する方針は、ファシリティマネジメントの考え方を導入し、公共施設等の量及び質の最適化と長寿命化を図ることを基本とする。

この方針との整合性を計りながら公共施設の適正な維持管理を行う。

## ウ. 廃棄物処理施設

### (1) 現況と問題点

船井郡衛生管理組合の廃棄物処理施設については、本市の発生した可燃ごみ、不燃ごみ、し尿を処理するための施設であるが、現在、焼却施設は休止中であり、焼却処理及び不燃ごみ処理については、外部委託しているため、し尿のみ処理している。今後は、総合的な環境対策の推進とごみの減量化、一般廃棄物の適正処理などが課題となる。

### (2) その対策

総合的な環境対策の推進の一環として、船井郡衛生管理組合一般廃棄物の収集、運搬等に係る車両の老朽化への対応として、新たにパッカー車等を整備する。

### (3) 計 画

| 区分           | 事業名               | 事業概要                                                            | 事業主体      |
|--------------|-------------------|-----------------------------------------------------------------|-----------|
| 5<br>生活環境の整備 | (3)廃棄物処理施設<br>その他 | 船井郡衛生管理組合負担金<br>(ごみ収集運搬車整備事業パッカー車)<br>(し尿収集運搬車整備事業バキューム車タンク) など | 船井郡衛生管理組合 |

### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

本市における公共施設等の現状及び課題を踏まえ、今後総合的かつ計画的な管理に関する方針は、ファシリティマネジメントの考え方を導入し、公共施設等の量及び質の最適化と長寿命化を図ることを基本とする。

この方針との整合性を計りながら公共施設の適正な維持管理を行う。

## エ. 火葬場

### (1) 現況と問題点

船井郡衛生管理組合火葬場については、昭和45年4月に建築され50年以上が経過しているため施設は老朽化が進んでおり、特に火葬炉設備は耐用年数を越え、経年劣化が著しく、近年多額の修繕費が必要となっている。また、バリアフリーへの対応、不足する駐車場、狭い待合室などで利用者に不便をかけていることが多く、今後見込まれる

火葬需要への対応など、多くの問題や課題を抱えている。

#### 年度別火葬実績

| 年 度<br>区 分 | 平 成<br>27年度 | 平 成<br>28年度 | 平 成<br>29年度 | 平 成<br>30年度 | 令 和<br>元年度 | 令 和<br>2年度 |
|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|------------|
| 南 丹 市      | 452体        | 453体        | 410体        | 445体        | 454体       | 458体       |
| 京丹波町       | 198体        | 198体        | 240体        | 197体        | 199体       | 185体       |
| 管 外        | 28体         | 29体         | 48体         | 35体         | 32体        | 26体        |
| 合 計        | 678体        | 680体        | 698体        | 677体        | 685体       | 669体       |

#### (2) その対策

火葬は、遺体を丁重かつ短時間に自然還元する葬法の一つであり、高温燃焼により衛生的な骨灰化を図る葬法として、近年多く行われている。

墓地、埋葬等に関する法律によれば、火葬場の管理などは、「国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共福祉の見地から、支障なく行われること」とされ、目的に沿った行為が行われるように規制されている。

管内においても適正な火葬を行うために、周辺環境の調和と環境汚染の防止に配慮した火葬場の整備を図る。

#### (3) 計 画

| 区分           | 事 業 名  | 事 業 概 要                                        | 事 業 主 体   |
|--------------|--------|------------------------------------------------|-----------|
| 5<br>生活環境の整備 | (4)火葬場 | <div>新火葬場整備 1 施設</div> <div>非常用発電機整備 1 台</div> | 船井郡衛生管理組合 |

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

本市における公共施設等の現状及び課題を踏まえ、今後総合的かつ計画的な管理に関する方針は、ファシリティマネジメントの考え方を導入し、公共施設等の量及び質の最適化と長寿命化を図ることを基本とする。

この方針との整合性を計りながら公共施設の適正な維持管理を行う。

## オ. 消防施設

### (1) 現況と問題点

合併と同時に南丹市消防団が団長以下1,626人で発足した。今後の活動も含め、基本的に旧4町の消防団を引き継いだ形態であるが、広範な市域が対象となり、特に震災等の対応における組織力、活動力が必要となる。年間行事等については、事務効率を基調とした一元化等により対応する。

なお、機械器具を含む施設全般についての維持管理や更新、年々減少する団員数など問題点も山積している。

### 消防団組織

(令和3年4月1日現在)

| 役 職      | 本 団 |          |            | 園部支団 | 八木支団 | 日吉支団 | 美山支団 | 計     |
|----------|-----|----------|------------|------|------|------|------|-------|
|          |     | 女性<br>分団 | ラッパ<br>啓発部 |      |      |      |      |       |
| 団 長      | 1   | -        | -          | -    | -    | -    | -    | 1     |
| 副 団 長    | 3   | -        | -          | -    | -    | -    | -    | 3     |
| 支 団 長    | -   | -        | -          | 1    | 1    | 1    | 1    | 4     |
| 副 支 団 長  | -   | -        | -          | 1    | 1    | 1    | 1    | 4     |
| 副指導員長    | -   | -        | -          | 1    | 1    | 1    | 1    | 4     |
| 分 団 長    | -   | -        | -          | 5    | 5    | 3    | 5    | 18    |
| 副 分 団 長  | -   | 1        | -          | 10   | 10   | 6    | 10   | 37    |
| 部 長      | -   | -        | -          | 12   | 23   | 14   | 13   | 62    |
| 指 導 員    | -   | -        | -          | 10   | 9    | 6    | 10   | 35    |
| ラッパ啓発部班長 | -   | -        | (4)        | 1    | 1    | 1    | 1    | 4     |
| ラッパ啓発部員  | -   | -        | (11)       | 2    | 4    | 1    | 4    | 11    |
| 班 長      | -   | 4        |            | 34   | 36   | 20   | 25   | 119   |
| 団 員      | -   | 8        |            | 360  | 297  | 214  | 158  | 1,037 |
| 計        | 4   | 13       | (15)       | 437  | 388  | 268  | 229  | 1,339 |
| 消 防 車 両  |     |          |            | 34   | 27   | 17   | 26   | 104   |

### (2) その対策

機械器具の順次更新や老朽化施設の整備はもとより、団員の減少と高齢化、昼間消防力の低下に対応するため、機動力の強化と消防水利の確保等、有事即応の体制の確立を図る。

また、あらゆる災害を未然に防ぐとともに、有事の際の迅速かつ円滑な対応のため、常備消防（京都中部広域消防組合）との連携を密にし、防火意識の高揚と各種訓練の実施や

住民参加等、防火啓発の徹底を図る。

### (3) 計 画

| 区分           | 事業名                   | 事業概要               | 事業主体 |
|--------------|-----------------------|--------------------|------|
| 5<br>生活環境の整備 | (5) 消防施設              | ポンプ自動車（CD-1） 3 台   | 南丹市  |
|              |                       | 小型動力ポンプ付積載車（軽） 9 台 |      |
|              |                       | 小型動力ポンプ 39 台       |      |
|              |                       | 耐震性貯水槽整備 6 基       |      |
|              | (7) 過疎地域持続的<br>発展特別事業 | 防災ハザードマップ再整備       | 南丹市  |

### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

本市における公共施設等の現状及び課題を踏まえ、今後総合的かつ計画的な管理に関する方針は、ファシリティマネジメントの考え方を導入し、公共施設等の量及び質の最適化と長寿命化を図ることを基本とする。

この方針との整合性を計りながら公共施設の適正な維持管理を行う。

## 7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

### ア. 高齢者福祉施設

#### (1) 現況と問題点

平成27年国勢調査での南丹市の人口は33,145人で、うち高齢者人口(65歳以上)は10,957人と、人口全体の33.1%を占めており、全国平均(26.6%)、京都府平均(27.5%)に比べて、高齢化が進行している。また、年少人口比率(総人口に対する0～14歳の割合)は10.8%で、全国平均(12.6%)、京都府平均(12.3%)を下回り、調査時ごとに少子高齢化が進行している状況であり、その傾向は、特に日吉地域、美山地域において顕著である。

市では住民のニーズや実態に即した施設サービスや居宅サービス等を展開しているが、今後も寝たきりの高齢者や認知症高齢者の増加、一世帯当たり人口の減少などによる介護力の低下により、支援を必要とする高齢者の増加が予測される。

したがって、施設・居住系サービスにおいては、入所者・入居者へのサービスの質的向上を図るため、既存施設における改修事業や設備投資等に対する事業者の取組みを支援し、居宅サービスの事業所においては、利用動向を見ながら、参入見込みなどを把握していくことも必要である。高齢者福祉センターについては、高齢者の生きがいづくりや健康づくり・介護予防等の拠点施設として多様化するニーズに対応できるよう施設の維持管理など、その対策のより一層の充実と強化が必要とされる。

#### 高齢者世帯の状況(国勢調査)

| 区 分               | 昭和55年   | 昭和60年    | 平成2年     | 平成7年     | 平成12年    | 平成17年    |
|-------------------|---------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 一般世帯              | 9,948 戸 | 10,117 戸 | 10,455 戸 | 11,605 戸 | 12,292 戸 | 12,369 戸 |
| 高齢者のいる世帯          | 4,359 戸 | 4,576 戸  | 4,812 戸  | 5,463 戸  | 6,057 戸  | 6,205 戸  |
| 比率                | 43.8%   | 45.2%    | 46.0%    | 47.1%    | 49.3%    | 50.2%    |
| 高齢者単独世帯           | 349 戸   | 428 戸    | 579 戸    | 736 戸    | 886 戸    | 1,049 戸  |
| 比率                | 3.5%    | 4.2%     | 5.5%     | 6.3%     | 7.2%     | 8.5%     |
| 高齢者夫婦世帯           | 491 戸   | 400 戸    | 554 戸    | 794 戸    | 1,091 戸  | 1,620 戸  |
| 比率                | 4.9%    | 4.0%     | 5.3%     | 6.8%     | 8.9%     | 13.1%    |
| 一世帯当り人口<br>(人/世帯) | 3.8 人   | 3.7 人    | 3.5 人    | 3.3 人    | 3.1 人    | 2.8 人    |

| 区 分               | 平成 22 年  | 平成 27 年  | 令和 2 年   |
|-------------------|----------|----------|----------|
| 一般世帯              | 12,646 戸 | 12,731 戸 | 13,134 戸 |
| 高齢者のいる世帯          | 6,359 戸  | 6,515 戸  | 6,515 戸  |
| 比率                | 50.3%    | 51.2%    | 49.6%    |
| 高齢者単独世帯           | 1,236 戸  | 1,481 戸  | 1,691 戸  |
| 比率                | 9.8%     | 11.6%    | 12.9%    |
| 高齢者夫婦世帯           | 1,418 戸  | 1,554 戸  | 1,713 戸  |
| 比率                | 11.2%    | 12.2%    | 13.0%    |
| 一世帯当り人口<br>(人／世帯) | 2.8 人    | 2.47 人   | 2.27 人   |

※昭和 55 年の高齢者夫婦は男性 65 歳以上・女性 60 歳以上、他はどちらも 65 歳以上

## (2) その対策

寝たきりや認知症予防のための事業を展開することにより、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活が安心しておくれるシステムの構築が必要である。しかし、要介護認定者が年々増加しているのも事実であり、利用者によりよいサービスを提供し、地域福祉の総合的な充実を図るため、社会福祉法人等民間サービス提供事業者と連携する中で円滑な事業展開を図り、高齢者福祉サービス事業の充実、高齢者福祉施設の整備や緊急通報体制の整備など、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるまちづくりを進める。

今後においては、高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき「健康でいきいきと、つながりながら暮らせるまち」の実現に向け、健全な財政運営を図る。

## (3) 計 画

| 区分              | 事業名                     | 事業概要                       | 事業主体 |
|-----------------|-------------------------|----------------------------|------|
| 者等保健及び福祉の向上及び高齢 | (3) 高齢者福祉施設<br>老人福祉センター | 老人福祉センター等整備                | 南丹市  |
|                 | (8) 過疎地域持続的<br>発展特別事業   | 高齢者等除雪対策事業                 | 南丹市  |
|                 |                         | 高齢者等生活支援事業<br>(外出支援サービス事業) |      |
|                 | (9) その他                 | 高齢者緊急通報体制整備                | 南丹市  |

|    |  |              |         |
|----|--|--------------|---------|
| 増進 |  | 高齢者福祉施設等整備助成 | 社会福祉法人等 |
|----|--|--------------|---------|

#### （４）公共施設等総合管理計画との整合

本市における公共施設等の現状及び課題を踏まえ、今後総合的かつ計画的な管理に関する方針は、ファシリティマネジメントの考え方を導入し、公共施設等の量及び質の最適化と長寿命化を図ることを基本とする。

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、高齢者福祉施設において、介護予防事業の実施をはじめ、老人クラブ活動やサークル活動など、健康づくりや生きがいづくりの拠点としての施設運営・施設管理を行う必要がある。今後は、施設利用者の安全を確保するためにも、計画的な予防保全を講じることにより、安心・安全に利用できる状態の維持や、市民ニーズの変化に応じた集約化・複合化も視野に入れるなど、各施設の適正な維持管理を行う。

### イ．児童福祉施設

#### （１）現況と問題点

現在、市内に９箇所の保育所（興風保育所は保育休止中）を設置運営しているが、少子化が進行しており、特に日吉地域、美山地域においてその傾向は顕著である。近年、保育需要の増加に伴い、入所希望に応えきれない施設も生じるなどの課題があるため、令和３年４月に民間施設を誘致し１施設開園。今後も民間の資源を活用することで保育ニーズへの対応を進めていく。また、公立施設については認定こども園への移行を念頭に保育所と幼稚園施設の再編を進める。

また、核家族化や女性の社会進出、住民ニーズの多様化とともに、子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、延長保育や低年齢児保育、放課後子ども総合プランに基づく放課後児童クラブ等の充実が望まれており、とりわけ、子育て世代への支援や、放課後における児童の健全な育成という観点から、放課後児童クラブの運営の充実は国における喫緊の課題であるともされているが、本市においては児童クラブの設置場所から起因する運営上での課題（通学校と設置場所間が遠距離であること）を喫緊に整理する必要がある。

#### 公立保育所の状況（令和３年度）

（令和３年５月１日現在）

| 保育所名  | 利 用<br>定 員<br>(人) | 入所児童数（人） |     |     |     |     |     |     |
|-------|-------------------|----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
|       |                   | ０歳児      | １歳児 | ２歳児 | ３歳児 | ４歳児 | ５歳児 | 計   |
| 園部保育所 | １３０               |          | １９  | ３２  | ２９  | ３５  | ２９  | １４４ |

|                              |       |   |     |       |       |       |       |       |
|------------------------------|-------|---|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 城南保育所                        | 1 5 0 | 2 | 1 1 | 1 1   | 1 9   | 2 4   | 2 7   | 9 4   |
| 八木中央保育所<br>(八木中央幼児学園<br>長児部) | 1 3 0 |   | 8   | 1 8   | 1 6   | 2 7   | 2 7   | 9 6   |
| 八木東保育所<br>(八木東幼児学園)          | 6 0   | 3 | 8   | 1 3   | 1 1   | 7     | 9     | 5 1   |
| 日吉中央保育所                      | 8 0   | 1 | 1 0 | 9     | 1 2   | 7     | 1 0   | 4 9   |
| 胡麻保育所                        | 7 5   |   | 6   | 1 1   | 1 2   | 1 5   | 1 9   | 6 3   |
| みやま保育所                       | 9 0   |   | 1 0 | 1 3   | 1 3   | 1 0   | 1 6   | 6 2   |
| 知井保育所                        | 3 0   |   | 1   | 4     | 2     | 1     | 5     | 1 3   |
| 計                            | 7 4 5 | 6 | 7 3 | 1 1 1 | 1 1 4 | 1 2 6 | 1 4 2 | 5 7 2 |

## (2) その対策

多様化するニーズに対応した保育サービスの提供や適正な規模の教育・保育施設の整備検討の他、職員の確保を含む保育機能全般の充実を図る。

また、施設の安全・安心を確保するために改修等を早期に進める。

## (3) 計 画

| 区分                                                                                                                                           | 事業名                | 事業概要                          | 事業主体 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|-------------------------------|------|
| の<br>向<br>上<br>及<br>び<br>増<br>進<br><br>6<br>子<br>育<br>て<br>環<br>境<br>の<br>確<br>保<br>、<br>高<br>齢<br>者<br>等<br>の<br>保<br>健<br>及<br>び<br>福<br>祉 | (1)児童福祉施設<br>保育所   | 公立保育所の適正規模の定員見直し、老朽化への対応や用途変更 | 南丹市  |
|                                                                                                                                              | (2)認定こども園          | 民間誘致と開設支援、公立施設の認定こども園への移行と再編  |      |
|                                                                                                                                              | (9)その他<br>放課後児童クラブ | 園部放課後児童クラブ施設の新設               |      |
|                                                                                                                                              |                    | 八木放課後児童クラブ施設の新設               |      |

## (4) 公共施設等総合管理計画との整合

本市における公共施設等の現状及び課題を踏まえ、今後総合的かつ計画的な管理に関する方針は、ファシリティマネジメントの考え方を導入し、公共施設等の量及び質の最適化と長寿命化を図ることを基本とする。

この方針との整合性を計りながら公共施設の適正な維持管理を行う。

## ウ. その他

### (1) 現況と問題点

高齢化に伴う身体障がい者の増加や障がいの重複化とともに、職場等でのストレスによる精神障がい者の増加など、生活環境の多様化等により家族で介護することが困難になってきており、福祉に対するニーズが増えている。障がいのある人が住みなれた地域で安心して安全に暮らすことができる支援対策、地域づくりが求められており、障がいのある人もない人もいきいきと活動できる地域社会の実現をめざし、障がい者福祉の一層の充実を図らなければならない。

また、晩婚化・非婚化に伴って少子化も進んでおり、死亡が出生を上回る人口の自然減が続いている。本市の合計特殊出生率は1.33（平成26年）であるのに対し、平成27年に実施した市民アンケートによると「理想の子ども数」は平均2.45人で、理想の実現には「子育てや教育にお金がかかりすぎる」「育児・出産の心理的・肉体的負担」が課題となっている。

### (2) その対策

障がいのある人の多くは、地域の一員として社会で自立して生活することを望んでおり、障がいのある人への理解を深めるとともに、自立・自己実現を支援する。身体・知的・精神等それぞれの障がいの実情に応じたケアマネジメント体制の確立やマンパワーの確保、更に障がいのある人の雇用の拡大とその社会進出を促進する公共施設の充実や公共機関におけるバリアフリー化を図る。

また、障がいの予防・軽減を図るために、障がいの早期発見と療育を充実し、障がいのある人の社会参加を広める。

結婚・出産・子育てを望む方々の希望をかなえ、安心して子どもを産み育てられる環境の充実を図るため、子育てに関する情報提供・相談体制の整備、経済的負担の軽減を進めるとともに、女性が様々なライフステージで活躍できる場を拡大する。

### (3) 公共施設等総合管理計画との整合

本市における公共施設等の現状及び課題を踏まえ、今後総合的かつ計画的な管理に関する方針は、ファシリティマネジメントの考え方を導入し、公共施設等の量及び質の最適化と長寿命化を図ることを基本とする。

この方針との整合性を計りながら公共施設の適正な維持管理を行う。

## 8. 医療の確保

### (1) 現況と問題点

広大な面積の本市においては、高度医療とともに幅広い診療が可能な病院から離れた地域が存在している。身近なところで安心して医療が受けられることが住民のニーズであり、健康と生命を守る上でも、中核的医療機関とかかりつけ医との連携が必要である。

また、過疎化、少子高齢化のため、全市的にも医師の高齢化、看護師等の不足、不便な交通手段など多くの課題を抱えている。

#### 医療機関

(令和3年4月1日現在)

| 診療科 | 医療機関名                | 区域      | 診療科           | 医療機関名            | 区域     |    |
|-----|----------------------|---------|---------------|------------------|--------|----|
| 複数  | (医) 董会 園部病院          | 園部      | 耳鼻科           | げんの耳鼻咽喉科医院       | 園部     |    |
|     | 国民健康保険南丹病院組合         | 八木      | 小児科           | 高屋こども診療所         | 園部     |    |
|     | 京都中部総合医療センター         |         | 歯科            | (医) ひまわり会 河野歯科医院 | 園部     |    |
|     | 明治国際医療大学附属病院         | 日吉      |               | 高屋歯科医院           |        |    |
| 内科  | (医) 川西診療所            | 園部      |               | (医) ムネカワ歯科       |        | 八木 |
|     | (医) 仁丹医院             |         |               | 村井歯科医院           |        |    |
|     | 廣野医院                 |         |               | 元村歯科医院           |        |    |
|     | 富井内科医院               |         |               | 山田歯科医院           |        |    |
|     | 南八田診療所               |         |               | 大町歯科医院           |        |    |
|     | 西田医院                 |         |               | (医) みどり会 嶋村歯科診療所 |        |    |
|     | きむら診療所               | 八木      |               | (医) 兼仁会 秋田歯科     | 日吉     |    |
|     | 山田医院                 |         |               | 鈴木歯科医院           |        |    |
|     | 神吉診療所                |         |               | 日吉               | 荒木歯科医院 | 美山 |
|     | 胡麻佐野診療所              | みやま岡田歯科 |               |                  |        |    |
|     | 藤岡五ヶ荘診療所             | 眼科      | サトウ眼科医院       |                  | 園部     |    |
|     | (医) 吉田医院             |         | 京丹アイクリニック     |                  |        |    |
|     | 南丹市国民健康保険南丹みやま診療所    |         | やまざき眼科園部クリニック |                  |        |    |
|     | 南丹市国民健康保険美山林健センター診療所 | 美山      | 皮膚科           | 寺澤皮ふ科医院          | 園部     |    |

### (2) その対策

近年、疾病構造が複雑化し、住民の求める医療は身近なところでの専門・高度化に加え、高齢者等の増加により総合的なサービスが一体的に受けられるよう、保健・医療・福祉の連携の強化を図る必要があり、そのための総合力が発揮できる体制づくりを目指

す。

また、市営バスの新規路線開設やデマンドバス拡充により、総合病院等への通院が改善されたが、安心して暮らせるまちづくりの実践のためにも、今後より一層の交通網の整備を図り、医療における地域格差を是正する。

### (3) 計 画

| 区分         | 事業名               | 事業概要           | 事業主体 |
|------------|-------------------|----------------|------|
| 7<br>医療の確保 | (1) 診療施設          | 医療施設改修         | 南丹市  |
|            |                   | 医療機器購入         |      |
|            |                   | 患者輸送車          |      |
|            | (3) 過疎地域持続的発展特別事業 | 医師・看護師等確保      | 南丹市  |
|            |                   | 地域包括ケアシステムの構築  |      |
|            |                   | 地域団体による送迎体制の構築 |      |

### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

本市における公共施設等の現状及び課題を踏まえ、今後総合的かつ計画的な管理に関する方針は、ファシリティマネジメントの考え方を導入し、公共施設等の量及び質の最適化と長寿命化を図ることを基本とする。

この方針との整合性を計りながら公共施設の適正な維持管理を行う。

## 9. 教育の振興

### ア. 学校教育

#### (1) 現況と問題点

学校教育は児童、生徒の学力等の向上を図るとともに、一人ひとりの個性を伸ばし、創造性あふれる心豊かな人間に育成することが目的であり、今後の行政課題において中心的課題である“人づくり”を担う分野であるとともに、今日の時代に即応した特色ある学校づくりと活力ある教育活動が求められている。

過疎化、少子化により児童・生徒数が減少し、平成27年度に園部地域及び八木地域、平成28年度に美山地域の小学校の再編整備を行ったが、特に日吉地域、美山地域においてはその傾向が著しく、引き続き老朽化した校舎や給食施設の維持管理など、今後の学校運営等についての十分な検討が必要とされている。

年齢階層別でも年少人口（0～14歳）は40年間（昭和50年～平成27年）に約55%も減少し、少子化の急速な進行を如実に表している。

#### 児童数・生徒数

| 学 校 名                                            | 平成27年度 | 平成30年度 | 令和3年度 |
|--------------------------------------------------|--------|--------|-------|
| 園 部 小学校                                          | 568    | 592    | 586   |
| 園部第二 小学校                                         | 235    | 233    | 214   |
| 八 木 西 小学校                                        | 162    | 160    | 152   |
| 八 木 東 小学校                                        | 142    | 137    | 144   |
| 殿 田 小学校                                          | 88     | 68     | 57    |
| 胡 麻 郷 小学校                                        | 119    | 131    | 109   |
| 平 屋 小学校                                          | 30     |        |       |
| 知 井 小学校                                          | 34     |        |       |
| 宮 島 小学校                                          | 34     |        |       |
| 鶴ヶ岡 小学校                                          | 16     |        |       |
| 大 野 小学校                                          | 21     |        |       |
| 美 山 小学校<br>(平成28年度に知井、平屋、宮島、<br>鶴ヶ岡、大野小学校を1校に再編) |        | 134    | 131   |
| 計                                                | 1,449  | 1,455  | 1,393 |
| 園 部 中学校                                          | 405    | 387    | 369   |
| 八 木 中学校                                          | 147    | 145    | 135   |
| 殿 田 中学校                                          | 115    | 86     | 103   |

|             |          |          |          |
|-------------|----------|----------|----------|
| 美 山 中 学 校   | 9 0      | 6 1      | 5 5      |
| 桜 が 丘 中 学 校 | 1 6      | 1 5      | 1 6      |
| 計           | 7 7 3    | 6 9 4    | 6 7 8    |
| 合 計         | 2, 2 2 2 | 2, 1 4 9 | 2, 0 7 1 |

## (2) その対策

心豊かでたくましい子どもの育成や、時代の変化や国際化・情報化等に対応した創意ある教育課程の実施、学校・家庭・地域社会が三位一体となって進める“協育”の推進などソフト面の取り組みとともに校舎等の諸施設の改修などハード面の整備を併せた総合的な教育環境整備を進める。なお、再編整備により閉校となった校舎については、地域への愛着を育んできた貴重な地域資産であるため、有効活用を進める。

また、広大な面積のうえ交通事情に恵まれない本市においては、児童・生徒の通学対策として、公共交通の活用だけではなく、専用スクールバスや市営バス（スクール便）を運行しているが、児童・生徒数や社会情勢が変化するため、それに応じた運行調整を行う。

## (3) 計 画

| 区分         | 事 業 名                 | 事 業 概 要                                                                                                    | 事業主体 |
|------------|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 8<br>教育の振興 | (1) 学校教育関連施設<br>校舎    | 殿田中学校校舎改修工事<br>美山中学校校舎改修工事<br>美山小学校校舎改修工事<br>八木西小学校屋内運動場トイレ設置工事<br>八木東小学校屋内運動場トイレ設置工事<br>義務教育学校校舎新築工事(美山町) | 南丹市  |
|            | 屋内運動場                 | 美山小学校体育館改修工事                                                                                               |      |
|            | その他                   | 中学校特別教室空調設備設置工事 4校<br>中学校トイレ改修工事 4校<br>八木西小学校駐車場整備工事<br>学校給食共同調理場改修事業（集約・長寿命化）<br>学校給食配送車更新                |      |
|            | (4) 過疎地域持続的<br>発展特別事業 |                                                                                                            |      |
|            | その他                   | 廃校校舎等の不要市有施設の解体撤去                                                                                          |      |

#### （４）公共施設等総合管理計画との整合

本市における公共施設等の現状及び課題を踏まえ、今後総合的かつ計画的な管理に関する方針は、ファシリティマネジメントの考え方を導入し、公共施設等の量及び質の最適化と長寿命化を図ることを基本とする。

この方針との整合性を計りながら公共施設の適正な維持管理を行う。

### イ．社会教育

#### （１）現況と問題点

生涯学習や文化芸術活動の推進、各種情報の発信はもとより、学ぶ意欲の喚起や学習など住民の自主活動を促進するため、従来から学習環境の整備、充実に努めてきた。しかしながら、地域における指導者不足や、多様化また高度化する住民ニーズに対応するための専門的な人材確保など諸課題への対応が必要である。

今後は、「市民が文化を創造するまち」をめざし、生涯学習拠点施設等の充実や地域に根ざした活動の活性化など、総合的な生涯学習体制の整備を図らなければならない。

人権教育については、すべての人々の基本的人権が尊重される「人権を大切にするまちづくり」の具現化に向け、幅広い人権問題解決に結びつく教育を、あらゆる機会を通じて一層推進することが大切である。

#### 集会施設等

| 名 称               | 名 称               |
|-------------------|-------------------|
| 南丹市園部文化会館         | 南丹市八木東教育集会所       |
| 南丹市立中央図書館         | 南丹市八木東部文化センター     |
| 南丹市立文化博物館         | 南丹市八木老人いこいの家      |
| 南丹市園部北部コミュニティセンター | 南丹市日吉生涯学習センター     |
| 南丹市園部南部コミュニティセンター | 南丹市日吉図書室          |
| 南丹市こむぎ山健康学園       | 南丹市日吉はーとぴあ        |
| 南丹市園部木崎町児童老人会館    | 南丹市日吉市民センター       |
| 南丹市園部城南町児童老人会館    | 南丹市日吉胡麻基幹集落センター   |
| 南丹市園部仁江文化センター     | 南丹市日吉産業振興会館       |
| 南丹市園部半田文化センター     | 南丹市日吉胡麻コミュニティセンター |
| 南丹市園部埴生文化センター     | 南丹市日吉興風交流センター     |
| 南丹市園部小山西町老人会館     | 日吉駅交流センター         |
| 南丹市小山西町教育集会所      | 南丹市日吉殿田活力倍增センター   |

|                  |                                       |
|------------------|---------------------------------------|
| 南丹市八木市民センター      | 南丹市美山文化ホール                            |
| 南丹市八木図書室         | 南丹市美山図書室                              |
| 南丹市八木東地区自治振興会館   | 南丹市美山知井会館                             |
| 南丹市八木西地区自治振興会館   | 南丹市美山福泉館                              |
| 南丹市八木南地区自治振興会館   | 南丹市美山高齢者女性等生きがい発揮促進施設（大野地域総合サービスセンター） |
| 南丹市八木北地区自治振興会館   | 南丹市五ヶ庄地域活性化センター                       |
| 南丹市八木神吉地区自治振興会館  | 南丹市平屋地域活性化センター                        |
| 南丹市コミュニティプラザよしとみ | 南丹市大野地域活性化センター                        |
| 南丹市神吉教育集会所       | 南丹市新庄地域活性化センター                        |
| 南丹市川辺地域活性化センター   | 南丹市吉富地域活性化センター                        |
| 南丹市西本梅地域活性化センター  | 南丹市国際交流会館                             |

## （２）その対策

生涯学習等のボランティアの発掘や高いレベルでのコーディネート機能の構築、コミュニティ組織の育成強化とその活動支援に取り組み、住民のニーズや社会的要請に沿った集落活性化策の推進や集会施設などの活動拠点の充実を図る。

また、様々な機会における人権教育や学習、啓発活動等を精力的に行い、偏見や差別意識の解消を図り、全ての人々の人権が尊重される社会づくりをめざし、各関係機関や団体との連携強化に努める。

### (3) 計 画

| 区分         | 事業名                   | 事業概要                                                                                                                                                                                                                                                       | 事業主体 |
|------------|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 8<br>教育の振興 | (3)集会施設、体育施設等<br>集会施設 | 園部北部コミュニティセンターの人的交流を促進するための周辺施設整備<br>園部南部コミュニティセンターの人的交流を促進するための周辺施設整備<br>八木東部文化センターの人的交流を促進するための周辺施設整備<br>日吉興風交流センターの人的交流を促進するための周辺施設整備<br>日吉興風交流センター大規模改修<br>日吉生涯学習センター大規模改修<br>美山文化ホール大規模改修<br>地域拠点施設の整備<br>地域活性化センターの改修<br>南丹市国際交流会館大規模改修<br>地域振興施設の改修 | 南丹市  |

### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

本市における公共施設等の現状及び課題を踏まえ、今後総合的かつ計画的な管理に関する方針は、ファシリティマネジメントの考え方を導入し、公共施設等の量及び質の最適化と長寿命化を図ることを基本とする。

この方針との整合性を計りながら公共施設の適正な維持管理を行う。

## ウ. 社会体育

### (1) 現況と問題点

社会体育の活動においても少子高齢化の影響を受けて、ゲートボールやグラウンドゴルフ等の高齢者向きスポーツを除き、競技スポーツ人口が減少傾向にある。これまでスポーツ推進委員などによりニュースポーツの普及、指導に取り組んできたが、今後においても身近で気軽に参加できる環境づくりや指導者、団体の育成に努める必要がある。

### (2) その対策

スポーツに対する住民ニーズの的確な把握により、適切な指導の実践をめざしたスポ

ーツ指導者の育成と資質の向上に努めるとともに、自主的・自発的な活動の助長と各種団体等の育成、支援を図る。また、各施設の利用規則等の調整や効率的な活用を進める必要がある。

### (3) 計 画

| 区分         | 事業名                       | 事業概要                                                    | 事業主体 |
|------------|---------------------------|---------------------------------------------------------|------|
| 8<br>教育の振興 | (3)集会施設、体育施設等<br><br>体育施設 | 陸上競技場改修 1施設<br>運動広場等改修 3施設<br>体育館改修 1施設<br>テニスコート整備 2施設 | 南丹市  |

### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

本市における公共施設等の現状及び課題を踏まえ、今後総合的かつ計画的な管理に関する方針は、ファシリティマネジメントの考え方を導入し、公共施設等の量及び質の最適化と長寿命化を図ることを基本とする。

この方針との整合性を計りながら公共施設の適正な維持管理を行う。

## 10. 集落の整備

### (1) 現況と問題点

本市には、人口増加傾向の市街化区域と過疎化が進む周辺部の農山村が存在しているが、過疎化、少子高齢化が顕著で市域の約8割が限界集落・準限界集落となっている。地域活動の基本的な単位として機能している集落も小規模が大部分を占めている。このように厳しい状況の中では農地の管理や共有林の育成、消防活動等が非常に困難になっており、地域コミュニティの維持が危惧されている。

### (2) その対策

広大な市域の均衡ある発展や地域格差の是正が最重要の課題であり、そのためには交通事情や情報通信基盤整備を含めた住環境、生活環境の整備、住民の価値観やニーズの多様化に対応した様々な施策の積極的な展開など、U・J・Iターンにつながる条件整備を進める。

特に、増加している空き家の活用や住宅改修助成のほか、定住促進に向けた情報発信、定住促進サポートセンターによる移住支援を行う。

### (3) 計 画

| 区分         | 事業名               | 事業概要        | 事業主体 |
|------------|-------------------|-------------|------|
| 9<br>集落の整備 | (2) 過疎地域持続的発展特別事業 | 地域活性化集落振興対策 | 南丹市  |
|            |                   | 集落活性化支援     |      |
|            |                   | 定住促進        |      |
|            |                   | 地域の拠点整備     |      |

### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

本市における公共施設等の現状及び課題を踏まえ、今後総合的かつ計画的な管理に関する方針は、ファシリティマネジメントの考え方を導入し、公共施設等の量及び質の最適化と長寿命化を図ることを基本とする。

この方針との整合性を計りながら公共施設の適正な維持管理を行う。

## 1 1. 地域文化の振興等

### (1) 現況と問題点

四季を通して豊かな自然にあふれ、重要伝統的建造物群保存地区や数多くの神社仏閣、美術工芸品だけでなく、地域の特色のある生活文化など貴重な文化遺産が数多く残され、先人たちにより大切に受け継がれている。今後においても、地域の文化的向上に資するために様々な活用を図り、文化財に親しむ機会の充実と郷土に対する愛着と意識の高揚を図る必要がある。

また、地域の自然とともに保存されてきた民俗行事の継承や文化・芸術イベントの開催、埋もれている貴重な文化遺産の文化財指定を進めることなどによる「市民が文化を創造するまちづくり」の具現化が望まれている。

#### 資料館等

| 名           | 称 | 名            | 称 |
|-------------|---|--------------|---|
| 南丹市立文化博物館   |   | 南丹市美山郷土資料館   |   |
| 南丹市日吉町郷土資料館 |   | 南丹市美山かやぶき美術館 |   |
| 南丹市美山民俗資料館  |   |              |   |

### (2) その対策

所有者等との連携を図りながら文化遺産の保存、継承、防火、防犯等の施設整備により、その保全に努めることはもとより、展示に関する創意工夫やスペースの確保、保存団体や後継者の育成を図る。

### (3) 公共施設等総合管理計画との整合

本市における公共施設等の現状及び課題を踏まえ、今後総合的かつ計画的な管理に関する方針は、ファシリティマネジメントの考え方を導入し、公共施設等の量及び質の最適化と長寿命化を図ることを基本とする。

この方針との整合性を計りながら公共施設の適正な維持管理を行う。

## 1 2. 再生可能エネルギーの利用の推進

### (1) 現況と問題点

化石燃料の増加や森林の破壊などによる温室効果ガスの増大に伴い、地球規模で温暖化が進行し、深刻な問題となっている。この地球温暖化は、気温の上昇、豪雨や干ばつ日数の増加といった自然環境に大きな影響を与えており、産業や地域・観光資源として自然と共生を図る本市にとっては、大きな課題となっている。

また、平成23年に発生した東日本大震災を契機に、大量の資源・エネルギーを消費するこれまでの社会を見直し、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの普及が喫緊の課題となっている。

### (2) その対策

公共施設において再生可能エネルギーの導入を推進する。

また、市民や事業者に対し、再生可能エネルギーの導入による効果やバイオマスの利用に向けた情報の発信を行い、それらの活用を促す。

### (3) 計 画

| 区分                    | 事業名     | 事業概要             | 事業主体 |
|-----------------------|---------|------------------|------|
| 11<br>再生可能エネルギーの利用の推進 | (3) その他 | 再生可能エネルギーの普及     | 南丹市  |
|                       |         | 再生可能エネルギー設備の導入支援 |      |
|                       |         | エネルギー資源の地産地消     |      |
|                       |         | 資源循環に係る環境学習      |      |

### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

本市における公共施設等の現状及び課題を踏まえ、今後総合的かつ計画的な管理に関する方針は、ファシリティマネジメントの考え方を導入し、公共施設等の量及び質の最適化と長寿命化を図ることを基本とする。

この方針との整合性を計りながら公共施設の適正な維持管理を行う。

### 13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

#### (1) 現況と問題点

市の周辺部においては特に少子高齢化が顕著であり、後継者不足による農地や山林の保全や高齢者が安心して暮らせるための医療体制の確保や移動手段の充実が課題となっている。

また、限界集落、準限界集落が増加傾向にあり、地域の活力も低下傾向であるが、地域住民と学生、企業などの協働による地域活性化に向けた取り組みなどを支援することにより、地域の元気を取り戻すことが望まれる。

#### (2) その対策

地域医療の確保、住民の日常的な移動手段の確保、集落の維持及び活性化、その他住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、基金の積立等による財源確保を図る。

また、地域課題の点検や対策を支援する集落支援員、都市地域から移住して地域おこしに協力しながら南丹市への定住・定着を目指す地域おこし協力隊を配置し、地域に元気を取り戻す取り組みを進める。

#### (3) 計 画

| 区分                         | 事業名           | 事業概要 | 事業主体 |
|----------------------------|---------------|------|------|
| 発展に関し必要な事項<br>12 その他地域の持続的 | 過疎地域持続的発展特別事業 | 基金積立 | 南丹市  |

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

本市における公共施設等の現状及び課題を踏まえ、今後総合的かつ計画的な管理に関する方針は、ファシリティマネジメントの考え方を導入し、公共施設等の量及び質の最適化と長寿命化を図ることを基本とする。

この方針との整合性を計りながら公共施設の適正な維持管理を行う。

事業計画（令和３年度～令和７年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

| 自立促進<br>施策区分                              | 事業名<br>(施設名)               | 事 業 内 容                    | 事業主体                               | 備考                                    |
|-------------------------------------------|----------------------------|----------------------------|------------------------------------|---------------------------------------|
| 2 産業の振興                                   | (10) 過疎地域持<br>続的発展特別事<br>業 |                            |                                    | 当 該 施<br>策 の 効<br>果 は 将<br>来 に 及<br>ぶ |
|                                           |                            | 土づくり事業(ソフト)                | 南丹市                                |                                       |
|                                           |                            | 南丹市がんばる農業応援事業              |                                    |                                       |
|                                           |                            | 畜産支援事業(ソフト)                |                                    |                                       |
|                                           |                            | 地域バイオマス利活用事業(ソフト)          |                                    |                                       |
|                                           |                            | 新規就農研修資金償還事業(ソフト)          |                                    |                                       |
|                                           |                            | 担い手養成実践農場整備支援事業<br>(ソフト)   |                                    |                                       |
|                                           |                            | 多面的機能支払交付金事業               | 各活動組織                              |                                       |
|                                           |                            | 環境保全型農業直接支払交付金事<br>業       | 農業者等<br>各活動組織                      |                                       |
|                                           |                            | 中山間地域等直接支払交付金事業            | 各協定締結集落                            |                                       |
|                                           |                            | 河川種苗放流事業補助                 | 美山漁業協同組合<br>大堰川漁業協同組合<br>上桂川漁業協同組合 |                                       |
|                                           |                            | 地域DMOの推進                   | 一般社団法人南丹市<br>美山観光まちづくり<br>協会       |                                       |
| 3 地域における<br>情報化                           | (2) 過疎地域持<br>続的発展特別事<br>業  | 共通投票所の開設                   | 南丹市                                | 当 該 施<br>策 の 効<br>果 は 将<br>来 に 及<br>ぶ |
|                                           |                            | 電子申請等の導入                   |                                    |                                       |
| ドローンを活用した物資の配送                            |                            |                            |                                    |                                       |
| 4 交通施設の整<br>備、交通手段の<br>確保                 | (9) 過疎地域持<br>続的発展特別事<br>業  |                            | 南丹市                                | 当 該 施<br>策 の 効<br>果 は 将<br>来 に 及<br>ぶ |
|                                           |                            | JR 山陰本線利用促進事業              |                                    |                                       |
|                                           |                            | デマンドバス運行事業                 |                                    |                                       |
|                                           |                            | スクールバス運行事業                 |                                    |                                       |
| 5 生活環境の整備                                 | (7) 過疎地域持<br>続的発展特別事<br>業  |                            | 南丹市                                | 当 該 施<br>策 の 効<br>果 は 将<br>来 に 及<br>ぶ |
|                                           |                            | 防災ハザードマップ再整備               |                                    |                                       |
| 6 子育て環境の確<br>保、高齢者等の<br>保健及び福祉の<br>向上及び増進 | (8) 過疎地域持<br>続的発展特別事<br>業  |                            | 南丹市                                | 当 該 施<br>策 の 効<br>果 は 将<br>来 に 及<br>ぶ |
|                                           |                            | 高齢者等除雪対策事業                 |                                    |                                       |
|                                           |                            | 高齢者等生活支援事業<br>(外出支援サービス事業) |                                    |                                       |
| 7 医療の確保                                   | (3) 過疎地域持<br>続的発展特別事<br>業  | 医師・看護師等確保                  | 南丹市                                | 当 該 施<br>策 の 効<br>果 は 将<br>来 に 及<br>ぶ |
|                                           |                            | 地域包括ケアシステムの構築              |                                    |                                       |
|                                           |                            | 地域団体による送迎体制の構築             |                                    |                                       |
| 8 教育の振興                                   | (4) 過疎地域持<br>続的発展特別事<br>業  | 廃校校舎等の不要市有施設の解体<br>撤去      | 南丹市                                | 当 該 施<br>策 の 効<br>果 は 将<br>来 に 及<br>ぶ |
| 9 集落の整備                                   |                            |                            |                                    | 当 該 施<br>策 の 効<br>果 は 将               |
|                                           | (2) 過疎地域持<br>続的発展特別事       | 地域活性化集落振興対策                | 南丹市                                |                                       |

|                                |   |                            |     |                               |
|--------------------------------|---|----------------------------|-----|-------------------------------|
|                                | 業 | 集落活性化支援<br>定住促進<br>地域の拠点整備 |     | 来に及<br>ぶ                      |
| 12 その他地域の<br>持続的発展に関<br>し必要な事項 |   |                            |     | 当該施<br>策の効<br>果は将<br>来に及<br>ぶ |
|                                |   | 基金積立                       | 南丹市 |                               |